

建築指導事務の概要

令和元年度

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

目 次

第1章 制度及び行政組織

第1節 制度の運用・管理

1. 建築確認申請を必要とする区域の指定	6
2. 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域（白地地域） における建築形態規制	6
3. 建築基準法施行条例による規制	6
4. 千葉県建築行政マネジメント計画	7

第2節 行政組織の充実

第1. 市における建築主事の設置促進等	7
1. 特定行政庁への移行の推進	7
2. 限定特定行政庁の発足の推進	8
3. 千葉県特定行政庁連絡協議会の運営	8
第2. 県組織の運営等	9
1. 本庁	9
2. 出先機関	10
3. 千葉県建築審査会	11
4. 千葉県建築士審査会	12
5. 千葉県建築行政機関連絡協議会の運営	12
6. 日本建築行政会議への参画	13
7. 関東甲信越建築行政連絡会議への参画	13
8. 建築基準適合判定資格者検定	13
9. 建築担当職員研修	14
第3. 市町村との連携	15
1. 地区計画等の区域内における建築物の制限条例	15
2. 建築基準法等の規定により知事又は建築主事に提出する書類の受理	15

第2章 建築指導行政の推進

第1節 建築確認・許認可等

1. 確認申請・計画通知の審査	17
2. 安全措置等の計画の届出受理	18
3. 中間検査	18
4. 完了検査	19
5. 昇降機等の検査	19
6. 書類の閲覧	19
7. 建築確認・許可申請手数料	20
8. 用途地域の制限の許可	20
9. 建築物の形態規制等に係る許可	20
10. 接道義務の特例に係る認定及び許可	21
11. 建築協定の認可	21
12. 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定	22
13. 建築物の高さに係る認定	22

14. 建築行政共用データベースシステムの導入	23
第2節 既存建築物の定期調査・検査	
1. 特定建築物の定期報告	23
2. 一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会	23
第3節 建築基準関係規定	
1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	26
2. 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	26
第4節 住宅金融支援機構災害関連融資等の設計及び現場審査	26
第5節 建築動向の把握	27
第6節 違反の是正指導	28
1. 建築パトロール	28
2. 建築監視モニター	28
3. 違反建築物等の指導	29
第7節 紛争処理	30
第8節 民間組織の充実	30
1. 建築士試験・免許登録	30
2. 建築士事務所の登録	32
3. 建築士事務所の業務実績報告書の受理	33
4. 建築士・建築士事務所に対する指導監督	33
5. 凈化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出	36
6. 指定確認検査機関	37
7. 指定構造計算適合判定機関	37
8. 団体の育成等	38
9. 公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの指導	38
第3章 誘導的施策の推進	
第1節 千葉県建築文化賞	40
1. 制度の概要と平成30年度の実施状況について	40
2. 平成30年度の実施結果について	40
第2節 建築物の防災対策	41
1. 既存建築物の耐震化の促進	41
2. 被災建築物の応急危険度判定体制の整備	42
3. 防災対策に係る連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進	42
4. ブロック塀等安全対策	43
5. 民間建築物のアスベスト対策	43
6. 防災査察の実施	43
7. がけ地近接等危険住宅移転事業	43

第3節 福祉のまちづくり	
1. 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）	44
2. 福祉のまちづくり条例	44
第4節 まちづくりの連携	
1. 電波伝搬障害防止に対する協力	45
2. 自然公園区域内における建築物に係る事前協議	45
3. 印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会	45
4. 海老川流域水循環再生推進委員会	45
5. 印旛沼流域水循環健全化会議	45
6. 廃棄物処理施設設置等協議会	45
7. 大規模開発連絡調整会議	46
8. 千葉県駐車問題協議会	46
9. 千葉県使用済自動車適正処理協議会	46
10. 千葉県不法ヤード対策協議会	46
統計資料	
1. 建築着工状況年別推移	48
2. 建築着工状況グラフ	50
3. 特定行政庁（13市）の状況	51
4. 限定特定行政庁（8市）の状況	52
5. 県建築指導課の状況	53
6. 県出先機関の状況	55
7. 建築基準法の確認等に係る事務の所管区分	56
8. 特定行政庁別建築確認・計画通知件数（計画変更の確認を含む）	57
9. 県出先機関別建築確認事務取扱件数（計画変更の確認を含む）	58
10. 特定行政庁別建築確認・計画通知・許可件数の推移 （計画変更の確認件数を含む）	59
11. 特定行政庁別許可等申請取扱件数	62
12. 建築行政区域図	64

第1章 制度及び行政組織

第1章 制度及び行政組織

第1節 制度の運用・管理

建築指導行政に係わる制度は、建築基準法、建築士法等により基準が全国一律に定められているものと、地域の風土の特殊性等により、地方公共団体が定めているものがある。

県は、建築確認申請を必要とする地域の指定、建築基準法施行条例による規制等を行っている。また、施行状況を把握するための調査を行っている。

1. 建築確認申請を必要とする区域の指定

建築確認申請を必要とする建築物については、建築基準法第6条第1項第1号から4号に定められているが、そのうちの一つに「知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内における建築物」があり、現在7市町の12地区を当該区域に指定している。

2. 都市計画区域内で用途地域の指定のない区域（白地地域）における建築形態規制

平成12年5月に公布された都市計画法及び建築基準法の改正により、白地地域の建築物の形態規制（容積率、建ぺい率、高さ等）について、これまでの一律の規制値ではなく、特定行政庁が、土地利用の状況に応じて規制値を選択し指定するよう義務付けられたことから、平成16年2月3日に新たな規制値を指定し（平成16年5月1日から適用）、都市計画の変更等に応じて適宜見直しを行っている。

3. 建築基準法施行条例による規制

建築基準法では、地方公共団体がその地方の気候風土の特殊性や土地利用の状況等を考慮し、条例で建築物の建築に関する制限等を定めることができるとしている。

これに基づき、県では、建築基準法施行条例により、建築物の建築に際し一定の規制を行っている。

(1) 主な規制の内容

- ・がけ付近の建築物の敷地
- ・大規模な建築物の敷地と道路との関係
- ・特殊建築物（学校、映画館、百貨店、公衆浴場、旅館、共同住宅、児童福祉施設、長屋、倉庫等）の敷地、構造及び建築設備
- ・日影の制限に係る区域等の指定
- ・建築設備（エレベーター、エスカレーター等）
- ・特定区域（リゾート地域）の特例

(2) 特定区域（リゾート地域）における建築物の規制について

- ・適用区域（条例第50条の2）

リゾート法にいう特定地域のうち都市計画区域及び建築基準法第6条第1項第4号の規定により知事が指定する区域

知事が指定した区域：鴨川市、富津市、南房総市、睦沢町、大多喜町、鋸南町

- ・規制内容
 - ①安全の確保（条例第 50 条の 3）
 - ②日影規制（条例第 50 条の 4）

4. 千葉県建築行政マネジメント計画

建築物の安全性の確保を図るため、平成 11 年 9 月に「千葉県建築物安全安心実施計画」を策定し、確認検査制度の周知徹底や工事監理業務の適正化に取り組み、完了検査率が大幅に向かうなど、一定の成果を上げてきた。

その一方で、平成 17 年に発生した構造計算書偽装事件等の問題も発生したことなどから、千葉県建築物安全安心実施計画の内容を継続するとともに、確認審査の円滑な実施や定期報告制度による建築物の適切な維持管理推進、建築物の耐震化促進などの既存建築物対策を盛り込み、総合的に建築物の安全性を確保するため、平成 23 年 3 月に「千葉県建築行政マネジメント計画」、平成 27 年 7 月に「千葉県建築行政マネジメント計画（第 2 次）」を千葉県特定行政庁連絡協議会において策定し、県、県内特定行政庁及び建築関係団体等との連携のもと、推進している。

第 2 節 行政組織の充実

建築指導行政は、個々の建築物の安全性の確保等にかかる分野と、まちづくりの観点からの建築の誘導にかかる分野とがある。

個々の建築物にかかる事務について、建築主事を設置している市は、特定行政庁として処理し、それ以外の市町村は、県が処理している。

第 1 市における建築主事の設置促進等

1. 特定行政庁への移行の推進

市町村が、建築基準法第 4 条の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村は、同法第 2 条第 35 号の規定による特定行政庁となり、建築主事の処理する事務と合わせると、その市町村の建築指導行政の大部分を処理することになる。

現在、人口 25 万人以上の 6 市が同法第 4 条第 1 項の規定により建築主事を置き（いわゆる義務市）、特定行政庁となっている。

また、人口 25 万人未満の市町村も同法第 4 条第 2 項の規定により建築主事を置くことができ（いわゆる任意市町村）、現在 7 市がこの規定により特定行政庁となっている。

今後、同法第 97 条の 2 の規定による、いわゆる限定特定行政庁の市について、人口が 15 万人以上の市、人口 10 万人以上かつ限定特定行政庁発足後 10 年以上経過している市又は同法第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号の建築物の建築が特に多い市については、特定行政庁への移行を推進していく。なお、令和 2 年度より成田市が特定行政庁へ移行する予定である。

○特定行政庁（市）

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市
(統計等資料 3 を参照)

2. 限定特定行政庁の発足の推進

市町村が、建築基準法第 97 条の 2 の規定による建築主事を置くことにより、当該市町村長は同法第 4 条の規定による特定行政庁となり（いわゆる限定特定行政庁）、建築主事の処理する事務と合わせ、その市町村の建築指導行政の一部を処理することとなる。

現在 8 市が限定特定行政庁となっているが、人口が 6 万人以上でありかつ人口が増加傾向にある市、若しくは市制施行後相当年を経過し成熟度が高い市について、人口及び建築動向を見ながら限定特定行政庁への移行を促進していく。

○限定特定行政庁（市）

鎌ヶ谷市、野田市、君津市、成田市、茂原市、四街道市、白井市、印西市
(統計等資料 4 を参照)

3. 千葉県特定行政庁連絡協議会の運営

千葉県特定行政庁連絡協議会は、千葉県、特定行政庁 13 市及び限定特定行政庁 8 市で構成し、研修会の開催や情報交換等を行い、建築行政の円滑な運営に努めている。

主な事業実績

○会議等

- ・千葉県特定行政庁連絡協議会全体会議
- ・千葉県特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会
- ・その他、情報交換及び事例研究等に係る協議 等

○講習会等

- ・建築担当職員研修
- ・建築行政職員構造研修会
- ・「建築物の防火避難規定の解説」講習会 等

○理事会

- ・研究部会 9 部会

第2 県組織の運営等

1. 本庁

本庁においては、県土整備部都市整備局建築指導課に2室・4班が置かれ、県内の建築指導事務を総括しており、国及び市町村並びに府内関係課及び出先機関と連携して、以下の事務事業の適正な執行を図っている。

(1) 建築指導課の分掌事務

- ・建築物に係る調査及び施策の企画調整に関すること
- ・建築形態規制に係る区域指定等に関すること
- ・建築関係団体及び建築士等の指導に関すること
- ・建築物の防災対策の推進に関すること
- ・誘導的建築行政推進のための事業に関すること
- ・建築士法、建築基準法、浄化槽法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律、独立行政法人住宅金融支援機構法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、千葉県福祉のまちづくり条例等の施行に関すること（他課が所管するものを除く）
- ・建築審査会及び建築士審査会に関すること

(2) 建築指導課の職員配置状況

(令和元年9月1日現在)

職区分 班・室名	課長	副技監	副課長		主幹	班長 副主幹		主査		副主査等		その 他 ※1	合計			
	技	技	事	技	技	事	技	事	技	事	技		事	技	その他	計
一	1		1	2									1	3		4
管理調整班						1				1	1		2	1		3
企画班							1				2			3		3
建築指導室		1						1		3				5		5
耐震防災室					1		1			4				6		6
建築審査班							2			4	1			6	1	7
構造設備審査班						1				3	1			4	1	5
計	1	1	1	2	1	1	5		1	1	17	2	3	28	2	33

※1 その他内訳は、市町村研修生1名、嘱託職員1名である。

技：技術職員 事：事務職員

※2 技術職員28名のうち、建築技術職員は27名、電気技術職員は1名（構造設備審査班）である。

3 兼務職員は除く。

2. 出先機関

県内に下表のとおり 10 の出先機関を設置し、建築指導行政の執行に当たっている。本庁と出先事務所では建築物等の規模等により分掌事務を区分している。(詳細は 61 頁のとおり)

(1) 出先機関の建築指導事務に関する分掌事務

- ・建築物等の許可、確認、検査等及び届出の受理に関すること
- ・道路の位置の指定に関すること
- ・建築士等の指導監督に関すること
- ・浄化槽の設置等に関すること
- ・特殊建築物の定期調査報告に関すること
- ・違反建築に係る建築主、施工者、設計者等の指導に関すること

(2) 出先機関の職員配置状況

(令和元年 9 月 1 日現在)

職区分 機関名	課長	副主幹	主査	副主査等	嘱託 職員	合計		
	技	技	技	技		技	嘱託 職員	計
柏土木事務所 建築宅地課	1	1		2	1	4	1	5
印旛土木事務所 建築課	1	1		3	1	5	1	6
成田土木事務所 建築宅地課	1		3	2	1	6	1	7
香取土木事務所 建築宅地課	1		1	1	1	3	1	4
海匝土木事務所 建築宅地課	1		1	3	1	5	1	6
山武土木事務所 建築宅地課	1	1	1	4	1	7	1	8
長生土木事務所 建築宅地課	1	1		2	1	4	1	5
夷隅土木事務所 建築宅地課	1	1		1	1	3	1	4
安房土木事務所 建築宅地課	1			4	1	5	1	6
君津土木事務所 建築宅地課	1	1	1	4	1	7	1	8
計	10	6	7	26	10	49 ^{※1}	10	59

※1 技術職員 49 名のうち、建築技術職員は 44 名、土木職員は 5 名(成田 2 名・山武 1 名・君津 2 名)である。

3. 千葉県建築審査会

建築基準法に規定する許可の同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決を行うとともに、知事の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を審議する機関であり、現在の委員は次表のとおりである。

なお、特定行政庁の13市には、市建築審査会が置かれている。

(1) 千葉県建築審査会委員名簿

氏 名	発令年月日	任期（期限）	専 閔	備 考
上 野 武	平成30年11月19日	令和2年11月18日	建築	会長
鈴 木 進	〃	〃	建築行政	会長代理
橋 本 都 子	〃	〃	建築	
石 井 慎 一	〃	〃	法律	
小 板 橋 恵 美 子	〃	〃	公衆衛生	
宇 於 崎 勝 也	〃	〃	都市計画	
芦 谷 典 子	〃	〃	経済	

(2) 平成30年度の開催状況

回 数	年月日	議 題		備 考
		許可	その他	
第1回	平成30年7月23日	3件		
第2回	平成30年9月10日	6件		
第3回	平成30年11月13日	3件		
第4回	平成31年1月18日	7件		
第5回	平成31年3月18日	6件		
計		25件		

4. 千葉県建築士審査会

知事が二級建築士、木造建築士の懲戒処分を行うとき又は二級建築士事務所、木造建築士事務所の監督処分を行うときの同意及び二級建築士試験、木造建築士試験に関する事項を審議する機関で、現在の各委員は次表のとおりである。

(1) 千葉県建築士審査会委員名簿

氏名	発令年月日	任期（期限）	備考
伊藤 徹	平成 30 年 4 月 20 日	令和 2 年 4 月 19 日	会長
下川 幸一	〃	〃	
青柳 英俊	〃	〃	
度会 紀子	〃	〃	
穎原 澄子	〃	〃	

(2) 開催状況

開催年月日	議題
平成 30 年 8 月 7 日	二級・木造建築士試験「学科の試験」の合格基準点の決定について
平成 30 年 11 月 27 日	二級・木造建築士試験「設計製図の試験」の合格基準の決定について

5. 千葉県建築行政機関連絡協議会の運営

千葉県建築行政機関連絡協議会は、県建築指導課及び土木事務所の建築担当課で構成し、情報交換、事例研究、運用基準の調整等を行い、建築指導事務の円滑化を図っている。

(1) 平成 30 年度の開催状況

回数	年月日	場所	主な協議事項
第1回	平成 30 年 5 月 9 日	千葉市	平成 30 年度の建築指導課各室及び班の事務概要について
第2回	平成 30 年 7 月 18 日	千葉市	第25回千葉県建築文化賞の作品募集について
第3回	平成 30 年 9 月 12 日	千葉市	建築基準法改正に伴う関係規定の改正等について
第4回	平成 30 年 11 月 22 日	千葉市	平成 30 年度専門委員会中間報告について
第5回	平成 31 年 1 月 28 日	千葉市	千葉県建築行政マネジメント計画（第2次）の達成状況について
第6回	平成 31 年 3 月 13 日	千葉市	平成 30 年度専門委員会最終報告について

6. 日本建築行政会議への参画

日本建築行政会議は、建築主事等の知識、技術の向上を図るため、全国会議、海外団体との交流、研究会等の事業を実施している。

県は、建築指導事務の充実を図るために積極的に参加している。

(1) 平成30年度の日本建築行政会議への参画

年月日	場 所	内 容
平成30年11月7日 ～11月8日	鹿児島県	平成30年度日本建築行政会議全国会議

この他、研究部会として(1)基準総則部会(2)防災部会(3)構造部会(4)市街地部会(5)設備部会(6)安全安心推進部会(7)指定機関部会(8)構造計算適合性判定部会がワーキンググループも含め、開催されている。このうち、県は基準総則部会、設備部会及び安全安心推進部会のワーキンググループに参加している。

7. 関東甲信越建築行政連絡会議への参画

関東甲信越ブロック内の各特定行政庁が、相互の連絡及び協議等を通じて建築行政の円滑な運営を図ることを目的として設置された「関東甲信越建築行政連絡会議」の構成員として千葉県も参画している。

この会議では、建築行政に関する諸問題の調査及び研究並びに報告等を行っている。

(1) 平成30年度の開催状況

年月日	場 所	会議内容
平成31年1月18日	東京都	建築行政に関する最近の動向について 2020大会後を見据えた東京の都市整備 ～都市づくりのグランドデザイン～ 他

8. 建築基準適合判定資格者検定

建築基準法第5条第2項の規定による建築基準適合判定資格者検定は、平成30年8月31日（金）に行われ、本県からは、62名が受験を申込み、21名が合格している。

9. 建築担当職員研修

建築業務に従事する職員として、その職務を遂行するに当たり必要な専門知識及び技術の習得を図るため、千葉県特定行政庁連絡協議会主催の「職員研修」として、県及び特定行政庁の市の新規採用職員を対象に毎年度実施している。

(1) 平成 30 年度の実施状況

年月日	場所	参加者	内容
平成 30 年 7 月 10 日	千葉県庁 本庁舎 5 階 (千葉市)	48 名	<ul style="list-style-type: none">・建築指導課長講話・建築基準法概論・建築士法概論・建築確認検査（意匠）・建築関係の資格について
平成 30 年 7 月 13 日		49 名	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー法・まちづくり条例について・建築確認検査（構造）・建築確認検査（設備）・建築物省エネ法、都市の低炭素化の促進に関する法律
平成 30 年 9 月 4 日	建築会館 8 階会議室 (千葉市)	49 名	<ul style="list-style-type: none">・都市計画制度・開発許可制度・品確法・発注者の責務・住宅セーフティネット・長期優良住宅審査等
平成 30 年 9 月 6 日		45 名	<ul style="list-style-type: none">・定期報告制度・建築基準法に基づく違反指導・建築基準法に基づく許可等・建築物の耐震改修の促進に関する法律・被災建築物応急危険度判定制度

第3 市町村との連携

1. 地区計画等の区域内における建築物の制限条例

市町村は、地区計画等の区域内の建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項に関して、計画で定められた事項のうち特に重要な事項について、条例を定めることによって建築基準法の制限とすることができる、規制措置が可能となる。

県は、市町村の条例制定に関して助言を行っている。

2. 建築基準法等の規定により知事又は建築主事に提出する書類の受理

県では、千葉県建築基準法施行細則第2条の規定により、これらの書類を当該建築物等の所在地の市町村に提出することとしている。

市町村は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年千葉県条例第1号)第2条の規定により、建築基準法等に基づき知事又は建築主事に提出する申請書又は届出書の受理事務について知事から権限移譲されており、市町村建築確認申請書等取扱要綱に基づいて処理することとなっている。

市町村における事務処理内容

○建築確認申請書の受理について

受理印、台帳、証紙、消防同意、用途地域・建ぺい率・容積率の調査

工事届、浄化槽設置にかかる意見等、進達

○確認済証について

台帳

○完了検査の申請の受理について

受理印、進達

第2章 建築指導行政の推進

第2章 建築指導行政の推進

安全で快適な魅力ある都市環境、住環境を形成していくためには、一つ一つの建築に対する的確な規制誘導が極めて重要である。

このような観点から建築基準法が定められ、建築物の安全性等の最低基準を示し、建築確認、検査等により、実効性を確保している。また、同時に建築の設計、監理に携わる建築士の資格等を定めた建築士法により、必要な技術者の育成・指導を行っている。

また社会情勢の変化に伴い、ユニバーサルデザインへの要求、環境問題等、建築物への要求も複雑かつ多面化している。このような状況に対応するため、許可、認定、指導、調整等のより一層適切な執行、運用を図っている。

第1節 建築確認・許認可等

建築確認の事務は、建築工事着手前に建築計画を提出し、その計画が建築基準関係規定（検査の特例が適用される場合は、一定の規定を除く）に適合している旨の確認をするものである。

この建築確認の事務は、建築基準法により建築主事が行うこととされ、市又は県に置かれる建築主事が行っている。なお、平成11年5月1日から民間の指定確認検査機関も、この事務を行うことが可能になった。

1. 確認申請・計画通知の審査

建築主は建築物、建築設備又は工作物を建築等する場合には、その工事着手前に確認申請書を提出し、その計画が建築基準関係規定に適合していることの確認を受けなければならないとされている。

（国又は県等の公的機関は確認申請ではなく、計画通知）

建築主事は提出された確認申請書等を審査し、建築基準関係規定に適合するものについて確認等処分をしている。

なお、事務の所管区分は、統計等資料8のとおりである。

建築確認等の状況

（単位：件）

所管区分		29年度	30年度	備考
県	建築指導課	14	10	計画通知及び計画変更の確認件数を含む
	出先機関	406	396	
	計	420	406	
市	特定行政庁	791	595	
	限定特定行政庁	137	171	
	計	928	766	
県内合計		1,348	1,172	

※詳細は、統計等資料9～12を参照

2. 安全措置等の計画の届出受理

百貨店、病院、ホテル等の特殊建築物及び地下の工作物内に設ける建築物で、政令で定めるものの建築主は、当該建築物の新築工事又は避難施設等に関する工事の施工中に当該建築物を使用する場合には、あらかじめ工事中の安全上の措置等に関する計画を作成して、特定行政庁に届出なければならぬとされている。

届出のあった安全計画書に記載された安全上、防火上又は避難上講ずる措置が、当該工事中の建築物の安全を確保するために十分でないと認められる場合には、その改善を指導することで、安全性の向上を図っている。

3. 中間検査

平成 11 年 5 月 1 日に施行された改正法第 7 条の 3 により、特定工程（国が指定する工程のほか、特定行政庁が地域の事情を勘案して区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限って指定する工程）を含む工事を終えた場合には、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ特定工程後の工程へ進めないこととなった。

本県では、平成 11 年 12 月 1 日に特定行政庁が指定する工程を指定し、平成 12 年 3 月 1 日より中間検査制度を開始しており、概ね 3 年ごとに構造、用途及び規模の見直しを行いながら、中間検査合格証の交付事務を実施している。

平成 23 年 10 月 1 日からは、それまで県内特定行政庁毎にばらつきのあった特定工程を統一し、平成 29 年 10 月 1 日施行分より、用途を「戸建て住宅」と「それ以外の用途」に分類した上で、各々一定規模以上のものについて、特定工程を指定している。

中間検査合格証交付の状況

(単位：件)

所管区分		29 年度	30 年度	備考
県	建築指導課	0	1	計画通知を含む
	出先機関	2	5	
	計	2	6	
市	特定行政庁	58	22	
	限定特定行政庁	1	4	
	計	59	26	
県内合計		61	32	

4. 完了検査

工事が完了した建築物又は工作物及びその敷地が、建築基準関係規定（検査の特例が適用される場合は、一定の規定を除く。）に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めたときは検査済証を交付している。

検査は、現場における形態等のチェックのほか、必要に応じて工事中の記録についても実施している。

平成30年度の検査済証交付の状況

所管区分		交付件数	備考
県	建築指導課	5	計画通知を含む
	出先機関	219	〃
	計	224	〃
市	特定行政庁	451	〃
	限定特定行政庁	83	〃
	計	534	〃
県内合計		758	〃

5. 昇降機等の検査

工事が完了した昇降機等について建築基準法、同施行令、同条例及び昇降機に関する取扱指導指針に適合させるべく検査し、適合と認められた場合に検査済証を交付している。

平成30年度の昇降機等の検査済証交付件数の状況

所管区分		交付件数	備考
県	建築指導課	6	計画通知を含む
	出先機関	0	〃
	計	6	〃
市	特定行政庁	60	〃
	限定特定行政庁	0	〃
	計	60	〃
県内合計		66	〃

6. 書類の閲覧

建築基準法第93条の2の規定により、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに同法第12条第1項及び第3項の規定による報告に関する書類について、紛争予防、違反建築物の未然防止及び消費者保護の観点から、請求に基づき閲覧させている。平成30年度の書類閲覧申込み件数は80件である。

7. 建築確認・許可申請手数料

建築確認の申請をする者等から、使用料及び手数料条例に基づき、手数料を徴収している。

手数料収入の状況

(単位：万円)

所管区分		29年度	30年度	備考
県	建築指導課	141	151	
	出先機関	1,638	1,810	
	計	1,779	1,961	
市	特定行政庁	4,706	5,337	
	限定特定行政庁	464	572	
	計	5,170	5,909	
県内合計		6,949	7,870	

※本表には、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料を含み、条例認定手数料は含まない。

8. 用途地域の制限の許可

建築基準法第48条ただし書きにより、建築物が用途地域の制限に抵触する場合は、用途地域の制限の設定目的から逸脱しないものや公益上やむを得ないと認めるもの等に対して許可を行っている。

なお、許可の際には、公開による利害関係者からの意見の聴取及び建築審査会の同意を、要件としている。

許可の状況

(単位：件数)

所管区分	29年度	30年度	備考
県・建築指導課	3	1	
市・特定行政庁	19	6	
県内合計	22	7	

9. 建築物の形態規制等に係る許可

建築物の形態等に関する制限の許可の際、特定行政庁は、建築審査会の同意を得て、主としてその計画が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に許可することができる。

主な許可としては、容積率の制限の許可、第1種及び第2種低層住居専用地域内における高さの制限に関する許可、道路及び北側斜線制限等に関する許可及び日影制限に関する許可等がある。

また、高度利用地区内の建築物の各種形態規制の緩和等がある。

その他、総合設計による許可や卸売市場やごみ焼却場等の位置の決定に関する許可（都市計画審議会の議を経て、その敷地が都市計画上支障ないと認める場合）及び仮設建築物にかかる許可（建築審査会の同意は不要）等がある。

10. 接道義務の特例に係る認定及び許可

建築物の敷地の接道義務について、特定行政庁は、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない場合に、建築審査会の同意を得て、例外的に許可することができる。また、平成30年9月施行の改正建築基準法により、許可制度に加え、建築審査会の同意を不要とする認定制度が創設された。

県では、この改正を受け、新たに認定基準を策定するとともに、従前からの許可基準についても建築審査会の同意を不要とする包括同意基準を策定し、手続きの簡素化、迅速化に努めている。

許可等の状況

(単位：件数)

所管区分	許可		認定		備考
	29年度	30年度	29年度	30年度	
県・建築指導課	31	27	—	8	
市・特定行政庁	216	73	—	3	
県内合計	247	100	—	11	

11. 建築協定の認可

住宅地の良好な住環境や、商店街としての利便を高度に維持・増進すること等を目的とし、地域住民の合意により、法の一般基準を超えた基準を定めることを認めた制度である。協定は市町村の条例で定めた区域（都市計画区域外においても適用可）において、土地の所有権者並びに建築物の所有を目的とする地上権者及び賃借権者が、その全員の合意によって協定を結び、特定行政庁の認可を経ることにより公的な拘束力を与えようとするものであり、協定認可公告後に権利を得た土地所有者にも効力が及ぶ。地区レベルのまちづくり手法として、地区計画制度とともに良好な環境のまちづくりに多大な成果を上げている。

建築協定の認可状況（失効分を含む）

	全県下		県認可分		市・特定行政庁分	
平成30年度認可	0件	0 ha	0件	0 ha	0件	0 ha
平成29年度以前認可	443件	1,846.12 ha	197件	1,108.71 ha	246件	737.41 ha
合計	443件	1,846.12 ha	197件	1,108.71 ha	246件	737.41 ha

12. 一団地の総合的設計制度及び連担建築物設計制度による認定

一団地の総合的設計制度は、一団地内に二以上の構えを成す建築物で、総合的設計によって建築する場合に、特定行政庁がその建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したものについては、接道義務、容積率、建ぺい率、斜線制度、日影制限等の規定を同一敷地内にあるものとみなす制度である。

また、連担建築物設計制度は、複数敷地により構成される一団の土地の区域内において、既存建築物の存在を前提とした合理的な設計により、建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上、衛生上支障ないと特定行政庁が認めるものについては、複数建築物が同一敷地内にあるものとみなす制度である。

これらの制度を活用することにより、市街地の環境を確保しつつ、建築物による土地の有効利用を図ることができる。

認定の状況（累計）

（単位：件数）

所管区分	29年度	30年度
県・建築指導課	590	592
市・特定行政庁	846	858
県内合計	1,436	1,450

13. 建築物の高さに係る認定

建築基準法第55条第2項により、都市計画により、建築物の高さが10メートル以内と定められた第一種及び第二種低層住居専用地域内で、敷地内の空地及び敷地面積が政令第130条の10の規定に適合し、低層住宅に係る良好な住居環境を害するおそれがないと認められるものの高さの限度を12メートルとするものである。

認定の状況

（単位：件数）

所管区分	29年度	30年度
県・建築指導課	0	0
市・特定行政庁	3	0
県内合計	3	0

14. 建築行政共用データベースシステムの導入

建築行政共用データベースシステムとは、特定行政庁等の業務を支援するために開発されたITシステムである。県では、本システムを導入し、建築士・建築士事務所の登録・処分状況等のチェックや、確認検査等の台帳整備・保存、各種の調査・統計等の業務を行っている。

また、千葉県内の建築物に関するデータを視覚的に把握するために、一般財団法人建築行政情報センターの提供するシステムを千葉県専用にカスタマイズした建築行政台帳補助システムの運用も併せて行っており、台帳記載証明の発行・定期報告管理業務・アスベスト対象物件管理などの業務を効率的に進めている。

第2節 既存建築物の定期調査・検査

1. 特定建築物の定期報告

建築基準法第12条第1項及び第3項の規定により、特定建築物及び特定建築設備等について、その所有者又は管理者は、安全を確保するうえで避難経路や避難施設等、防火扉や防火シャッター等の重要な点を中心にして、建築士又は資格者証の交付を受けている者等に、定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告することになっている。

定期報告を要する特定建築物の用途・規模及び報告時期は、25頁の表のとおりである。

なお、昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機、遊戯施設）及び特定建築物に設ける建築設備等は毎年報告することが定められており、また法改正に伴い、平成30年度より防火設備の報告を行うよう定めた。

2. 一般社団法人千葉県昇降機等検査協議会

昇降機等（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機など）及び遊戯施設の安全確保を図るため、建築基準法の規定する定期検査報告業務の適正な執行を推進するため昭和47年に設立された団体であり、定期報告事務の補助、検査従事者と特定行政庁との間の連絡調整、昇降機等検査資格者の指導等を行っている。

県では、管内の昇降機等の現況を効率的に把握するために、同協議会と協定を結び、定期検査報告データ、所有者・管理者の情報等の電子ファイル化を依頼している。

また、特定行政庁との定例打合せ会、昇降機等検査員に対する講習会などの場を通して、検査資格者の指導育成に努めている。

一般社団法人 千葉県昇降機等検査協議会

理 事 長 白水聰 (H30.5.18~)

常務理事事務局長 佐々木等

事務所 〒260-0015 千葉市中央区富士見2-15-1 電話 043-201-3181

定期報告を要する特定建築物一覧表

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	建築物の用途	*1 建築物の規模	報告時期
(1)	劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が 200 m ² 以上の建築物 ハ 当該用途に供する建築物で、主階が 1 階ないもの	
(2)	観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場の用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分（客席の部分に限る。）の床面積の合計が 200 m ² 以上の建築物	
(3)	病院、診療所（患者の収容施設がある診療所に限る。）又は※3高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する 2 階の部分（病院、診療所にあっては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が 300 m ² 以上の建築物	令和 2 年 5 月 1 日から末日までの間（2 年ごと）
	政令第 115 条の 3 第 1 号に規定する児童福祉施設等（上記以外）	イ 地階又は 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する 2 階の部分の床面積の合計が 300 m ² 以上の建築物	
(4)	旅館又はホテルの用途に供する建築物	イ 地階又は 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する 2 階の部分の床面積の合計が 300 m ² 以上の建築物	
(5)	学校又は学校に附属する体育館の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の建築物	
(6)	体育館（学校に附属する体育館を除く。）博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物	イ 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m ² 以上の建築物	令和 2 年 8 月 1 日から末日までの間（3 年ごと）
(7)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	イ 地階又は 3 階以上の階を当該用途に供する建築物（※2「特定規模建築物」を除く。） ロ 当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² 以上の建築物 ハ 当該用途に供する 2 階の部分の床面積の合計が 500 m ² 以上の建築物	令和元年 10 月 1 日から末日までの間（2 年ごと）

※1 避難廊以外の階を当該用途に供しないものを除く

※2 地階及び 3 階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ 100 m²以下のもの

※3 平成 28 年 1 月 21 日国土交通省告示第 240 号第 1 第 2 項各号に掲げる用途

※4 建築物が定期調査対象外であっても、病院、診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²以上の建築物であれば、防火設備の定期検査報告書の提出が必要

定期報告の状況

所管区分	年度区分	特定建築物			昇降機等			建築設備等		
		対象件数	報告件数	報告率(%)	対象件数	報告件数	報告率(%)	対象件数	報告件数	報告率(%)
県出先機関	29年度	800	689	86.1	7,052	6,282	89.1	503	221	43.9
	30年度	1,075	808	75.2	7,170	6,492	90.5	552	253	45.8
市・特定行政庁	29年度	1,418	987	69.6	26,718	24,851	93.0	1,541	760	49.3
	30年度	1,634	1,207	73.9	27,002	25,285	93.6	1,584	765	48.3
県内合計	29年度	2,218	1,676	75.6	33,770	31,133	92.2	2,044	981	48.0
	30年度	2,709	2,015	74.4	34,172	31,777	93.0	2,136	1,018	47.7

所管区分	年度区分	防火設備		
		対象件数	報告件数	報告率(%)
県出先機関	29年度			
	30年度	865	585	67.6
市・特定行政庁	29年度			
	30年度	1,729	731	42.3
県内合計	29年度			
	30年度	2,594	1,316	50.7

※防火設備の報告は平成30年度より開始

第3節 建築基準関係規定

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上（延べ面積 2000 m²以上）の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務化（平成 29 年 4 月施行）、エネルギー消費性能向上計画の認定制度（平成 28 年 4 月施行）が定められ、県では適合及び認定を行うとともに、登録建築物エネルギー消費性能判定機関からの報告も受理する。適合義務以外の建物については届出の受理を行うとともに、省エネルギー措置の判断基準の適合性について確認している。

2. 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律

「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称ハートビル法）と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法）を統合して、新たに、「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー新法）が平成 18 年 12 月 20 日から施行された。

この法律においては、特別特定建築物で、政令で定める規模のもの（延べ面積 2000 m²以上のもの（公衆便所にあっては、延べ面積 50 m²以上））は、建築物移動等円滑化基準に適合することが義務化されており、建築基準関係規定として審査されている。また、特定建築物で、建築物移動等円滑化誘導基準に適合し、かつ資金計画が適切なものは、計画の認定をしている。

第4節 住宅金融支援機構災害関連融資等の設計及び現場審査

住宅金融支援機構は、昭和 25 年住宅金融公庫法に基づき設立された旧住宅金融公庫を前身とし、平成 19 年 4 月に設立された政府系金融機関である。

県では、住宅金融支援機構法に基づき住宅金融支援機構と業務委託契約を結び、災害関連住宅建設等の融資に係る設計審査及び現場審査を行っている。

また、旧住宅金融公庫融資の団地住宅等の設計審査・現場審査も継続して行い、適正な住宅が建設されることに寄与している。

県は住宅金融支援機構から受託している業務の一部について、住民のサービス向上を図るために、住宅金融支援機構再委託基準に基づき市の建築主事、建築技術者の配置状況等適格性を勘案し、市へ再委託を行っている。

機構再委託業務を行っている市の一覧

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

委託内容	災害復興住宅融資再委託
市名	銚子市、野田市、茂原市、成田市、旭市、鎌ヶ谷市、君津市、四街道市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、いすみ市（以上 14 市）

第5節 建築動向の把握

建築動態統計調査

建築動態統計調査規則に基づき、建築主から知事へ提出される建築工事届及び施工者から知事へ提出される建築物除却届（建築基準法第15条第1項）、市町村から知事に提出される災害報告（同3項）について、毎月集計して国へ報告している。

県では、国が毎月公表する建築着工統計をもとに県内分の建築着工状況を分析して、1月から6月までの上半期分については8月に、1月から12月までの年間分については翌年2月に公表している。

県内建築着工状況

平成30年（1月～12月）実施

項目	数値	前年対比 (%)	全国順位
全建築物			
着工床面積	6,826 千m ²	+ 2.8	6位
工事費予定額	1,289,339 百万円	▲ 3.7	
新設住宅			
着工戸数合計	46,807 戸	▲ 11.0	6位
床面積合計	3,728 千m ²	▲ 9.6	

※詳細は、統計資料1及び2を参照

第6節 違反の是正指導

近年、違反建築物件数（棟数）は減少傾向にあるが、違反事項別件数では、手続違反の他、違反は正に時間をする実態違反が多く見受けられている。

県としてもこの事態に対応するために、適切かつ迅速な違反処理を求められており、昭和46年から建築指導課及び各関係出先機関の職員を建築監視員として任命し、違反処理の迅速化かつ効果的な是正指導を目指している。また、併せて下記の施策を行い、より一層の建築指導行政の円滑化、適正化に努めている。

1. 建築パトロール

違反建築物の発生を未然に防止することを目的として、各出先機関単独の建築パトロール、建築指導課及び各出先機関と合同の建築パトロール、県下一斉建築パトロール等を、関係市町村等の協力を得ながら計画的に行っている。

建築パトロール等における違反建築物の概要

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
パトロール回数	132	127	132	123	127	129	120	119
立 入 棟 数	1,296	1,160	1,255	1,122	1,113	1,111	937	910
違 反 棟 数	55	42	73	52	32	50	40	32
是 正 棟 数	18	14	40	13	12	19	9	45

2. 建築監視モニター

都市の健全な発展を図るため、民間の建築士の中から25名の建築監視モニターを委嘱し、違反建築物の早期発見、よりきめの細かい技術的な指導や地域に根ざした建築基準法の啓発を官民が協力して行っている。

3. 違反建築物等の指導

平成 30 年度に立入調査を行った建物は 910 棟であり、そのうち 32 棟で違反があった。

主な違反内容は、手続違反、避難施設等、構造耐力上の規定、道路内建築制限等であるが、これらの違反に対しては、違反建築物等事務処理マニュアルに基づく指導や法に基づく措置命令を行っている。

違反建築物事項別件数

(平成 30 年度実績)

違反事項	違反該当条項	違反事項件数	※2 是正件数
確認申請手続	法第 6 条	36	14
第 22 条指定区域内の屋根、外壁の不燃	法第 22 条・第 23 条	8	1
避難施設等	法第 35 条	2	0
内装制限	法第 35 条の 2	2	0
耐火構造・防火構造等	法第 27 条・第 36 条	4	1
構造耐力上の規定	法第 20 条・第 36 条	12	2
敷地等と道路の関係	法第 43 条	1	6
道路内の建築制限	法第 44 条	2	6
私道の変更又は廃止の制限	法第 45 条	0	6
用途地域内の建築制限	法第 48 条	3	6
容積率制限	法第 52 条	0	0
建ぺい率制限	法第 53 条	3	1
第一種住居専用地域内の外壁後退距離	法第 54 条	0	0
第一種住居専用地域内の絶対高さ制限	法第 55 条	0	1
道路斜線制限	法第 56 条第 1 項第 1 号	0	0
隣地斜線制限	法第 56 条第 1 項第 2 号	0	0
北側斜線制限	法第 56 条第 1 項第 3 号	0	0
日影による中高層の建築物の高さ制限	法第 56 条の 2	0	0
高度地区の高さ制限	法第 58 条	0	0
防火、準防火地域内の建築物	法第 61 条・第 62 条	1	0
[確認表示板]	法第 89 条	[95]	[61]
その他		9	1
※1 合計		83	45

※1 合計は〔 〕を除く。

※2 是正件数は平成 30 年度以前の違反事項が平成 30 年度に是正された件数を含む。

第7節 紛争処理

建築基準法は、個々の建築物の安全、防火及び衛生上に関する基準と建築物の配置、形態、用途に関する基準を定め、もって国民の生命、財産等を保護することを目的としているが、近年の市街地の高密度化等社会環境の変化やライフスタイル及び建築物の多様化に伴い、建築物に関する紛争も多岐にわたってきている。

したがって、これらに伴う相談件数も数多く寄せられており、県としては、建築基準法に関する内容・制度の説明、解釈及び建築事務としての指導はもとより、より適切な相談窓口を教示するなど、問題解決に努めている。

第8節 民間組織の充実

建築士法に基づき建築物の設計、工事監理を行う技術者の専門技術の水準の確保と質の向上を図るとともに、業務に対する責任制度が確立されるよう努めている。

浄化槽法に基づき浄化槽施工業者の適正な業務の遂行が図れるよう指導に努めている。

建築基準法に基づき建築物等の確認検査を行う指定確認検査機関並びに一定の高さ等を超える建築物の構造計算の法適合性や計算過程等の審査を行う指定構造計算適合性判定機関の指定等を行うほか、これらの機関が適正な業務を行うための指導に努めている。

1. 建築士試験・免許登録

建築士法により、一定規模以上の建築物の設計、工事監理は一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければできないこととされている。

また、一級建築士になろうとする者は国土交通大臣の、二級建築士又は木造建築士になろうとする者は知事の試験に合格し免許を受けなければならない。

(1) 二級建築士試験及び木造建築士試験

二級建築士試験は、7月1日（日）に「学科の試験」、9月9日（日）に「設計製図の試験」を実施した。木造建築士試験は7月22日（日）に「学科の試験」、また10月14日（日）に「設計製図の試験」を実施した。その結果は次表のとおりである。

なお、二級建築士試験の合格者は、昭和26年に試験制度が始まって以後24,960名となり、このうち平成31年3月末現在24,060名が二級建築士免許登録をしている。また、木造建築士試験については、昭和59年に試験制度が始まって以後467名が合格し、平成31年3月末現在456名が木造建築士免許登録をしている。

平成30年「学科の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	1,170人	900人	354人	39.3%
木造建築士	7人	4人	0人	0.0%

平成30年「設計製図の試験」結果表

種別	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
二級建築士	567人	510人	307人	60.2%
木造建築士	1人	0人	0人	0.0%

二級建築士試験及び木造建築士試験年別結果表

(単位：人)

種別	年別	受験有資格者数	欠席者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
二級建築士	23	1,732	379	1,353	78.1%	378	27.9%
	24	1,629	344	1,285	77.0%	302	23.5%
	25	1,527	355	1,172	76.7%	232	19.8%
	26	1,459	302	1,157	79.3%	270	23.3%
	27	1,454	295	1,159	79.7%	267	23.0%
	28	1,423	328	1,095	76.9%	298	27.2%
	29	1,370	268	1,102	80.4%	263	23.9%
	30	1,383	308	1,075	77.7%	307	28.5%
木造建築士	23	8	3	5	62.5%	0	0.0%
	24	14	2	12	85.7%	0	0.0%
	25	15	4	11	73.3%	4	36.3%
	26	8	2	6	75.0%	2	33.3%
	27	6	2	4	66.7%	1	25.0%
	28	9	4	5	55.5%	0	0.0%
	29	15	5	10	66.7%	3	30.0%
	30	8	4	4	50.0%	0	0.0%

<参考>一級建築士試験の状況

平成30年一級建築士試験結果表

	受験有資格者	受験者	合格者	合格率
学 科	1,852人	1,388人	271人	19.5%
設 計 製 図	528人	508人	231人	45.4%

(2) 建築士免許登録

免許の登録は、一級建築士は国土交通大臣に、二級建築士及び木造建築士は知事に登録する。

二級建築士免許及び木造建築士免許の登録状況

(平成 31 年 3 月末現在)

区分	種別	二級建築士	木造建築士
29 年度末までの登録数		23,761	457
30 年度新規登録数		302	0
30 年度抹消数		3	1
30 年度末登録数		24,060	456

2. 建築士事務所の登録

建築士法第 23 条の規定により、他人の求めに応じ報酬を得て建築の設計、工事監理を行うことを業とする場合は、建築士事務所として知事に登録しなければならず、このことにより業務に対する責任制度の確立を図っている。

建築士事務所の登録状況

(平成 31 年 3 月末現在)

区分・項目		個人	法人	計	抹消理由	
一級建築士事務所	新規登録数 A	70	53	123	廃業	96
	抹消数 B	60	69	129	未更新	33
	現在登録数 C	1,032	1,408	2,440	取消	0
二級建築士事務所	新規登録数 D	21	39	60	廃業	41
	抹消数 E	33	46	79	未更新	38
	現在登録数 F	322	640	962	取消	0
木造建築士事務所	新規登録数 G	0	0	0	廃業	0
	抹消数 H	0	0	0	未更新	0
	現在登録数 I	5	2	7	取消	0
事務所総数 (C + F + I)		3,409 事務所				

3. 建築士事務所の業務実績報告書の受理

建築士法第 23 条の 6 の規定により、建築士事務所から事業年度ごとに提出される報告書を受理し、当該事務所の運営を把握し必要な指導等を行っている。

(1) 平成 30 年度建築士事務所の業務報告書の受理状況

- (ア) 建築士事務所数 3,409 事務所
- (イ) 業務報告提出数 2,839 件
- (ウ) 業務報告率 83.3%

4. 建築士・建築士事務所に対する指導監督

建築士法第 26 条の 2 の規定により、出先機関及び当課で建築士事務所の立入指導及び報告の徴収を実施し、建築士事務所の業務の適正な確保を図っている。

さらに、建築士、建築士事務所の不誠実な行為等に対し処分を行っている。

(1) 平成 30 年度建築士事務所立入調査状況

- (ア) 実施期間 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月
- (イ) 編成班数 150 班
- (ウ) 出動人員 延べ 340 名
- (エ) 立入事務所数

種 別	一級		二級		木造		合計
専 業 兼 業 の 別	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	
立 入 件 数	114	55	16	32	0	0	217

(オ) 立入検査結果

指摘事項があつた事務所数

種 別	一級		二級		木造		合計
専 業 兼 業 の 別	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	
立 入 件 数	79	34	9	24	0	0	146

指摘事項別事務所数

	一級		二級		木造	
	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業
建築士免許の提示（法第19条の2）	0	0	0	0	0	0
設計図面への記名押印等違反（法第20条第1項）	15	6	1	5	0	0
構造計算安全性証明書交付違反（法第20条第2項）	0	0	0	0	0	0
建築主への工事監理報告違反（法第20条第3項）	26	14	6	14	0	0
建築設備資格者の意見の表示違反（法第20条第5項）	0	0	0	0	0	0
定期講習（法第22条の2）	0	0	0	0	0	0
書面による契約締結義務違反（法第22条の3の3）	14	3	1	1	0	0
無登録業務（法第23条、法第23条の10）	2	0	0	0	0	0
登録事項の変更届出懈怠（法第23条の5）	0	1	0	0	0	0
設計等の業務報告書提出違反（法第23条の6）	5	1	1	5	0	0
廃業等の届出懈怠（法第23条の7）	0	0	0	0	0	0
管理建築士の専任違反（法第24条）	0	0	0	0	0	0
名義貸し違反（法第24条の2）	0	0	0	0	0	0
再委託の制限違反（法第24条の3）	0	0	0	0	0	0
帳簿の備付け違反（法第24条の4第1項）	35	14	3	12	0	0
図書の保存違反（法第24条の4第2項）	8	2	1	6	0	0
標識の掲示違反（法第24条の5）	15	3	2	9	0	0
建築主への閲覧書類の備え置き違反（法第24条の6）	50	21	8	15	0	0
重要事項の説明等違反（法第24条の7）	19	11	3	6	0	0
建築主への書面の交付義務違反（法第24条の8）	31	16	4	11	0	0
事務所不明	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
合 計	220	92	30	84	0	0

(2) 二級建築士及び木造建築士の処分状況

(単位：件数)

年度 処分等 種別	二級建築士				木造建築士			
	免許の取消	業務停止	戒告	文書注意	免許の取消	業務停止	戒告	文書注意
21年度まで	19	2	4	14	-	-	-	-
22年度	2	-	-	-	-	-	-	-
23年度	1	-	-	-	-	-	-	-
24年度	5	6	-	-	-	-	-	-
25年度	7	1	5	-	-	-	-	-
26年度	4	-	6	1	-	-	-	-
27年度	4	1	8	-	-	-	-	-
28年度	2	-	2	-	-	-	-	-
29年度	3	-	2	12	-	-	-	-
30年度	3	-	2	3	-	-	-	-
計	50	10	29	30	-	-	-	-

(3) 建築士事務所の監督処分状況

(単位：件数)

年度 処分等 種別	一級建築士事務所				二級建築士事務所				木造建築士事務所			
	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意	登録の取消	事務所の閉鎖	戒告	文書注意
21年度まで	19	9	5	5	5	5	4	8	-	-	-	-
22年度	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
23年度	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
24年度	4	3	-	-	6	1	-	-	-	-	-	-
25年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	24	13	5	7	12	6	4	8	-	-	-	-

5. 净化槽工事業者の登録及び特例浄化槽工事業者の届出

浄化槽工事業者は知事への登録が義務付けられており、これにより実態を把握するとともに必要な指導監督を行っている。また、建設業の許可を受けている工事業者は登録に代えて届出することになっており、同様の指導監督を行っている。

浄化槽工事業者等の登録等の状況

(平成 31 年 3 月末現在)

		本社が本県 にある業者	本社が他県 にある業者	合計
登 録 業 者	29 年度末の登録数 A	134	10	144
	30 年度新規登録数 B	5	1	6
	30 年度廃業・抹消数 C	1	0	1
	30 年度末登録数 A + B - C = D	138	11	149
届 出 業 者	29 年度末の届出 E	846	244	1,090
	30 年度新規届出数 F	12	5	17
	30 年度廃業数 G	2	1	3
	30 年度末登録数 E + F - G = H	856	248	1,104
現在登録・届出数合計 D + H		994	259	1,253

登録業者：浄化槽法第 21 条の規定により登録を受けて浄化槽工事業を営む者。

届出業者：浄化槽法第 33 条の規定により届出をして浄化槽工事業を営む者。

6. 指定確認検査機関

平成 10 年の建築基準法の改正により、民間及び外郭団体で指定を受けた機関は、建築確認、中間検査及び完了検査の業務を行えることとなったため、県内機関の指定及び業務の適正な執行がなされるよう指導を行っている。

(1) 指定確認検査機関による建築確認等

千葉県内の区域を業務エリアに含む機関は 40 機関ある（平成 31 年 3 月 31 日現在、千葉県知事指定は 1 機関）。

また、指定機関による県内の確認等の割合は、増加しており、平成 30 年度では、行政を含めた全確認件数の約 97 パーセントとなっている。

今後とも、建築確認及び検査事務は指定機関への移行が進むと予測される。

(2) 指定確認検査機関との連携と新たな行政需要への対応

指定機関と行政庁との連携を図り円滑な建築行政を実施するため、平成 16 年度から特定行政庁連絡協議会と県内を業務区域とする指定機関による指定機関連絡協議会で構成する、特定行政庁・指定確認検査機関連絡協議会を設置し連絡調整等を行っている。

一方、行政側では既存建築物の維持保全及び安全・防災対策の推進や、違反建築物対策の強化等に加え、環境・福祉・情報化等、建築をとりまく社会の変化を踏まえ、迅速かつ重点的に取り組むべき政策課題に柔軟に対応できる建築行政の展開を図っている。

7. 指定構造計算適合性判定機関

平成 18 年の建築基準法の改正により、一定の高さ以上等の建築物について、知事又は知事が指定する第三者機関による構造計算適合性判定が義務づけられた。

平成 26 年の建築基準法の改正により知事指定に加えて国が機関を指定することとなったため、新たな機関を委任することとした。平成 31 年 3 月 31 日現在 14 機関（千葉県知事指定はなし）に業務を委任し、適正な業務の執行が確保されるよう指導を行っている。

8. 団体の育成等

建築士、建築士事務所、浄化槽施工業者等の資質の向上等を目的とした団体を、旧民法の規定により社団法人として設立許可し、また、公益法人制度改革により、「一般社団法人」又は「公益社団法人」に移行認可・認定し、育成に努めている。

(1) 一般社団法人・千葉県建築士会（平成25年3月18日認可）

建築士の品位の保持及び業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的に設立され、平成25年4月1日に一般社団法人に移行した。

会長 竹江文章

事務所 〒260-0013 千葉県中央区中央4-8-5

建築会館4階 電話 043-202-2100

会員数 1,744名（令和元年6月1日現在）

(2) 公益社団法人・千葉県建築士事務所協会（平成26年3月18日認定）

建築士事務所の適正な運営を確保するとともに、建築設計・工事監理等の業務の進歩改善と健全なる発展を図ることを目的として設立され、平成26年4月1日に公益社団法人に移行した。

会長 金子康男

事務所 〒260-0012 千葉県中央区本町2-1-16

千葉本町第一生命ビル2階 電話 043-224-1640

会員数 380事務所（令和元年6月1日現在）

(3) 一般社団法人・千葉県浄化槽協会（平成24年3月22日認可）

し尿浄化槽の設計、製造、施工及び維持管理を行う業者並びに設置者に対する技術指導及び教育訓練並びにし尿と併せて雑排水を処理する浄化槽を設置しようとする者に対する援助を行うとともに、し尿浄化槽等に関する調査研究、試験、検査等を行い、し尿浄化槽等に関する正しい知識の普及及び適正な維持管理による環境衛生の向上並びにし尿浄化槽等の普及に寄与することを目的として設立され、平成24年4月1日に一般社団法人に移行した。

理事長 村井學

事務所 〒260-0024 千葉県中央区中央港1-11-1 電話 043-246-2355

会員数 251社（令和元年6月1日現在）

9. 公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの指導

浄化槽法により、浄化槽の設置後に水質検査が義務づけられているが、その検査機関として（公社）千葉県浄化槽検査センター及び（一財）千葉県環境財團が指定されている。当課は、課長が同センターの理事として指導にあたっている。

第3章 誘導的施策の推進

第1節 千葉県建築文化賞

この賞は、まちなみや周辺の景観との調和、安全で快適な建築空間の創出等において先導的で質の高い優れた建築物を表彰することにより、建築文化、居住環境に対する県民の意識を高め、うるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりを進めていくことを目的に、平成6年度に創設した表彰制度である。

1. 制度の概要と平成30年度の実施状況について

(1) 対象建築物

「一般建築物」及び「住宅」の部の各応募部門において、以下のいずれかに該当する建築物及び建築物群（まちなみ）が対象。

- ① 千葉県内において、平成25年4月1日から平成30年3月31日までに工事が完了し、良好に管理・使用されている建築物及び建築物群（まちなみ）で、この表彰の趣旨に沿っているもの。
- ② 3年以上の継続的・体系的な景観づくり活動により、この表彰の趣旨に沿い既存建築物又は建築物群（まちなみ）の景観の向上が図られているもの。

(2) 賞・表彰

「最優秀賞」、「優秀賞」及び「入賞」を、両部門合わせて9点以内

(3) 選考方法と賞の決定

各専門分野における有識者（6名）による検討会議を組織し、書類審査による一次選考、現地調査による二次選考を経て最終選考を行い、その意見を踏まえて知事が賞を決定する。

2. 平成30年度の実施結果について

(1) 作品募集

平成30年7月5日（木）から平成30年9月28日（金）までの期間、HP等で募集を行い、一般建築物の部で37点、住宅の部で38点、合計75点の応募があった。

(2) 選考結果

受賞作品は以下のとおり。

賞の種類	部 門	作 品 名	所 在 地
最優秀賞	住宅の部	高田 伊藤邸	千葉市
優秀賞	一般建築物の部	ハレアカラ サービス付高齢者住宅 シラハマ校舎	野田市 南房総市
	住宅の部	町保の家 かぜの小路	茂原市 流山市
入賞	一般建築物の部	旭町診療所 新柏クリニック めぐりの庭 御宿 海楽	千葉市 柏市 夷隅郡御宿町
	住宅の部	ナガレノイエ	流山市

第2節 建築物の防災対策

建築物に要求されている基本的な性能の一つに、人命・財産に直接影響を与える「安全性」がある。特に、多数の人が利用又は使用する建築物は「安全性」を確保し、維持・保全するための総合的な対策が重要である。

このような総合的な防災対策を推進するため、既存建築物のストックの把握及び防災指導等を図っている。

1. 既存建築物の耐震化の促進

阪神・淡路大震災では、昭和 56 年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物に被害が多くみられたことから、これらの既存建築物の耐震化を促進することを目的に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定された。

県では、同法に基づき平成 19 年 3 月に「千葉県耐震改修促進計画」を策定しており、県民等の安全を確保するため市町村と連携を図りながら、耐震化促進のための施策を総合的に推進している。

また、平成 25 年 11 月に同改正法が施行され、平成 26 年 3 月及び平成 27 年 3 月に「千葉県耐震改修促進計画」を一部改定し、平成 28 年 1 月には、新たな目標の設定を行うなどの改定を行った。

さらに、平成 30 年 10 月に、県の防災上特に重要であり、機能確保が不可欠であることから地震発生時に救助・救援活動や物資の輸送等を行う緊急輸送道路の 1 次路線のうち、高規格幹線道路等について、沿道建築物の耐震診断を義務付ける道路と位置付けるなどの改正を行った。今後とも、本計画に沿って耐震化の促進を図る。

(1) 「耐震改修促進計画」の策定等

「千葉県耐震改修促進計画」では、既存建築物の耐震診断・耐震改修を計画的総合的に推進するための目標値を設定し、さらにそれを達成するための各施策等を定めている。

また、全ての市町村に対し、市町村耐震改修促進計画を基に、耐震関連補助事業を実施するなどの耐震化促進策を講ずるよう働きかけを行っている。

(2) 公共建築物の耐震診断・耐震改修の促進

庁舎、病院及び学校等の公共建築物は、災害時に対策本部や避難施設等の拠点施設となることから、「千葉県耐震改修促進計画」に耐震化の整備方針・整備目標等を定めるとともに整備プログラムの策定を行い、計画的かつ重点的に耐震化の促進に取り組んでいる。

(3) 民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進

ホテル・旅館や病院等民間特定建築物の所有者等へ、耐震化対策についての啓発を実施するとともに、必要な指導、助言等を行っている。

住宅の耐震対策については、知識の普及・啓発を行うために、市町村や建築設計団体と協力して無料耐震相談会を実施しており、平成 30 年度には 13 回開催している。

また、市町村が行う住宅・建築物の耐震診断・耐震改修等や防災上重要な要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修に対する補助事業への助成（住宅・建築物の耐震化サポート事業）を実施している。

(4) 耐震診断・耐震改修の技術者の養成

毎年、建築関連技術者等を対象に、木造住宅の耐震診断や耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催しており、令和元年度までの講習会開催実績は、延べ 40 回で、受講者は合計 7,335 名である。なお、平成 23 年の市町村要望を受け、平成 24 年度からは、液状化対策講習会についても毎年 1 回実施している。

(5) 建築物の耐震改修計画の認定等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、増改築などに合わせ建築物の耐震改修をしようとする者が作成する耐震改修計画の認定等を適確に実施することにより、既存建築物の耐震改修の促進を図っている。

2. 被災建築物の応急危険度判定体制の整備

大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ適確な実施が極めて重要であるとの認識のもと、以下の施策を推進している。

(1) 千葉県被災建築物応急危険度判定士認定制度の整備

地震直後の被災建築物の倒壊等による二次災害の防止を図るため、応急危険度判定士認定要綱を平成 7 年 10 月に制定し、被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図っている。

(2) 応急危険度判定士の認定・登録

応急危険度判定士認定要綱に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術習得のための講習会を開催し、受講者の「応急危険度判定士」としての認定、登録を推進している。

なお、平成 30 年度までに延べ 29 回の講習会を実施し、受講者は合計 6,491 名、平成 30 年度末の登録者数は、4,659 名となっている。

(3) 応急危険度判定に関する広域的な支援体制と実施体制の整備

国、他の都道府県、市町村との協議・連携を図りつつ、応急危険度判定を適確に実施するための広域的な支援体制及び実施体制の整備を図っている。(平成 14 年度に「千葉県被災建築物応急危険度判定要綱」を制定)

3. 防災対策に係る連絡協議体制の整備と普及・啓発の推進

県と市町村が緊密に連携して、建築物に関する地震対策を含む各種の防災対策を総合的、効率的に推進するため、平成 7 年 5 月に千葉県建築防災連絡協議会を設立している。

また、「千葉県耐震改修促進計画」に基づく計画的な耐震改修の推進及び進捗管理を目的に、千葉県県有建築物等耐震改修検討委員会を設置している。

4. ブロック塀等安全対策

地震時において、倒壊しやすく通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあるブロック塀について、市町村と連携し、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め危険なブロック塀の撤去・改善を促進している。

また、平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀の倒壊事故を受け、児童の通学時の安全対策として、県所管区域 33 市町村の小学校通学路沿いを中心にブロック塀等の緊急点検を実施し、現在その後の追跡調査を実施している。

平成 31 年度からは、市町村が行う危険ブロック塀等の診断や除去に係る補助事業に要する経費について助成を行っている。

5. 民間建築物のアスベスト対策

昭和 31 年から平成元年までに施工された延べ面積 1,000 m²以上の建築物について、市町村と協力して使用実態調査を行っている。また、平成 30 年度より、同時期に施工された延べ面積 300m²以上 1,000m²未満で集会場、ホテル、旅館、百貨店、飲食店等の用途の建築物についても追加で調査を行うこととなった。改善が必要な建築物については、所有者に対して指導を行うとともに、追跡調査を行い改善状況等の把握に努めている。

6. 防災査察の実施

市町村及び消防機関の協力を得て防災査察を実施し、その結果、改善すべき事項があると判明した建築物の所有者又は管理者に対して改善指示書を交付することにより防災改修を指導している。

また、立入り建築物の所有者又は管理者などに対して各種パンフレットを配布して広報に努めている。

防災査察の状況

所管区分	29 年度			30 年度		
	実施件数	指摘件数	(指摘/実施)率	実施件数	指摘件数	(指摘/実施)率
県出先機関	40	37	92.5 %	40	32	80.0 %
市・特定行政庁	104	91	87.5 %	166	150	90.4 %
県内合計	144	128	88.9 %	206	182	88.3 %

7. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の土砂災害によって住宅が被害を受けたり、貴重な人命が失われたりする事故をなくすため、昭和 47 年度からがけ地近接等危険住宅移転事業を実施している。がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対し、住宅の除却等に要する費用について、事業主体である市町村に対し助成を行っている。

(1) 実績件数 (昭和 47 年度～平成 30 年度)

- ・除却数 207 件
- ・建物助成数 165 件
- ・土地購入数 9 件

第3節 福祉のまちづくり

1. 社会資本整備総合交付金（バリアフリー環境整備促進事業）

長寿社会の到来、都市化の進展に対応して、高齢者・身体障害者に配慮したまちづくりを推進、高齢者等の社会参加を促進、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設等の整備・高齢者等の利用に配慮した建築物の建築の促進を図る事業について、国が市町村等に対し必要な助成を行う制度である。

県は引き続き市町村等に対し、当事業についての周知を図り事業の推進を図っていく。

(1) 事業内容

- バリアフリー環境整備計画に基づく次の事業に要する費用を交付する。
- ・屋外の移動システムの整備
 - ・建築物の新築又は改修に伴い整備される屋内の移動システム（市街地における移動ネットワークの一部を形成するものに限る。）の整備
 - ・移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備
 - ・移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備（ただし、補助対象は身体障害者用駐車施設の整備により追加して必要となる費用に限る。）

2. 福祉のまちづくり条例

福祉のまちづくりに対する県の取り組み姿勢をより明確にするとともに、県民や事業者などの参加と協力を得て、より効果的な福祉のまちづくりの推進を図るため、「千葉県福祉のまちづくり条例」が平成8年3月25日（公益的施設等の整備等を規定する第3章は平成9年4月1日施行）に施行された。

本条例では、県、市町村、事業者及び県民に福祉のまちづくりを推進する責務を定め、病院、福祉施設、学校、共同住宅その他の不特定かつ多数の者が利用する建築物ばかりでなく、道路、公園、公共交通機関等（公益的施設等）について整備基準を定め、特定の種類及び規模の施設（特定施設）について、これらの施設の新設等をしようとする者に対し、あらかじめ、知事に届け出ることを義務づけている。

知事は規則で定める整備基準に基づき、基準に適合しない場合には、届出をした者に対し必要な指導及び助言等を行い、また、公益的施設等が整備基準に適合している場合には、その所有者または管理者の請求に基づき適合証の交付を行うこととしている。なお、特定行政庁である13市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市、佐倉市、八千代市、我孫子市、浦安市、習志野市、木更津市、流山市）については、知事の業務を委任している。

平成30年度の届出状況

項目	件数	備考
届出件数	42件	
通知件数	0件	国、他の地方公共団体その他規則で定める公共的団体が対象

第4節 まちづくりの連携

1. 電波伝搬障害防止に対する協力

電波伝搬障害防止制度とは、公共性が高く、国民生活に結びつく重要無線通信で総務大臣が指定する無線通信を高層ビル等の建築による遮断から未然に防ぐことを目的とする制度で、電波法によって定められている。その目的を達成するため、必要に応じ総務大臣は伝搬障害防止区域を指定できることになっており、関東総合通信局等に対し情報の提供等必要な協力を実行している。

2. 自然公園区域内における建築物に係る事前協議

自然公園及び自然環境保全地域の良好な環境の保全を図ることを目的として、環境生活部自然保護課で千葉県自然公園等における建築物建設に係る指導要綱を策定し、事前に必要な指導等を行っている。

3. 印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会

印旛沼、手賀沼の水質浄化、環境保全について、その対策を検討・協議し、湖沼の復元、周辺の良好な環境の保全等を目的として設置された。これらの協議会に構成員として参画している。

4. 海老川流域水循環再生推進委員会

都市化の著しい葛南地域の海老川流域において、水循環を再生することにより、清らかで豊かな水が流れ、浸水被害の少ない安全で安心な川作り及び地域づくりを目的として設置された「海老川流域水循環再生推進協議会」の構成員として参画している。

5. 印旛沼流域水循環健全化会議

近年の急激な都市化による生活環境の変化や社会経済活動等の影響により、水質が悪化している印旛沼の状況を改善するため流域の健全な水循環を考慮した印旛沼の水環境改善対策、治水対策を検討する会議へ部会員として参画している。

6. 廃棄物処理施設設置等協議会

本県においては、昭和61年より廃棄物処理施設の設置等に関して適正な指導を期するため、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(主務課は環境生活部廃棄物指導課)に基づき、廃棄物処理施設設置等協議会が設置されている。

当協議会は、廃棄物処理施設の設置等に関し、周辺環境や土地利用上の規制などの立地条件及び構造、維持管理等の技術的事項についての審査を行い、知事部局7部22課、教育委員会及び企業局が委員になっている。

本課は当協議会の委員として、建築基準法第51条の規定による「その他の処理施設」の位置に係る指導、同法第6条の規定による確認の指導及び同法に関する一般的な指導を行い、建築行政の適正な推進を図るとともに、環境行政の適正化にも寄与している。

7. 大規模開発連絡調整会議

開発区域の面積が 10ha 以上の大規模宅地開発等をしようとする者は事前に知事と協議をすることになっているが、知事がその回答をする際には大規模開発連絡調整会議の議を経る事になっている。
本課では、委員として同会議に参画し、大規模宅地開発の計画の段階で意見を述べている。

8. 千葉県駐車問題協議会

千葉県交通安全対策推進委員会が行う駐車問題の総合対策に関し、その推進方法等について、関係行政機関及び団体と協議するとともに、それぞれの立場においてその推進を図り、もって駐車秩序の向上を図ることを目的としており、これに参画している。

9. 千葉県使用済自動車適正処理協議会

使用済自動車等の解体施設及び解体自動車の破碎施設の設置等について適正な指導を行うためこれに参画し、使用済自動車等の解体施設や解体自動車の破碎施設の設置等に係る許可に関し技術的事項の審査等を行っている。

10. 千葉県不法ヤード対策協議会

法令に違反して設置されているいわゆる不法ヤード（事業地を鋼板等で囲み、他と区分した施設）への対策を強化し、不法ヤードの早期解消に努め、地域の安全で良好な生活環境の保全を図るため千葉県不法ヤード対策協議会が設置され、これに参画している。

統 計 資 料

1. 建築着工状況年別推移

区分 年別	全建築物		新設住宅										
	着工床面積 千m ²	工事費 予定額 百万円	着工戸数の 合計 戸	床面積の 合計 千m ²	利用関係				資金別		構造別		
					持家 戸	貸家 戸	給与住宅 戸	分譲住宅 戸	民間資金 戸	公的資金 戸	木造 戸	非木造 戸	
平成 21 年	5,303	932,826	42,526	3,542	(83.3)	(32.2)	(40.6)	(1.4)	(25.8)	(93.0)	(7.0)	(57.1)	(42.9)
平成 22 年	5,976	1,013,895	45,085	3,915	(86.8)	(33.3)	(36.7)	(0.2)	(29.8)	(83.4)	(16.6)	(59.7)	(40.3)
平成 23 年	5,693	979,266	41,142	3,649	(88.7)	(34.9)	(34.2)	(0.8)	(30.0)	(84.4)	(15.6)	(64.0)	(36.0)
平成 24 年	6,339	1,035,698	46,013	4,050	(88.0)	(31.1)	(32.8)	(0.8)	(35.3)	(86.0)	(14.0)	(57.8)	(42.2)
平成 25 年	7,113	1,235,922	46,744	4,077	(87.2)	(33.1)	(36.4)	(0.6)	(29.8)	(87.5)	(12.5)	(62.7)	(37.3)
平成 26 年	6,567	1,146,970	47,434	4,061	(85.6)	(27.2)	(35.2)	(0.2)	(37.4)	(89.3)	(10.7)	(59.2)	(40.8)
平成 27 年	6,801	1,219,920	45,784	3,765	(82.2)	(26.9)	(39.6)	(0.6)	(32.9)	(87.5)	(12.5)	(60.7)	(39.3)
平成 28 年	6,438	1,215,809	49,572	3,989	(80.5)	(25.4)	(41.8)	(0.2)	(32.6)	(87.5)	(12.5)	(62.1)	(37.9)
平成 29 年	6,639	1,338,947	52,568	4,124	(78.4)	(23.8)	(42.1)	(0.5)	(33.5)	(90.1)	(9.9)	(59.1)	(40.9)
平成 30 年	6,826	1,289,339	46,807	3,728	(79.6)	(26.6)	(40.7)	(2.0)	(30.7)	(84.6)	(15.4)	(62.9)	(37.1)
	《2.8》	《▲3.7》	《▲11.0》	《▲9.6》	《▲0.7》	《▲13.9》	《230.9》	《▲18.5》	《16.3》	《37.7》	《▲5.3》	《▲19.2》	

新設住宅 ……新築、増築または改築によって住宅の戸が新たに造られるもの

持 家 ……建築主が自分で居住する目的で建築するもの

貸 家 ……建築主が賃貸する目的で建築するもの

給与住宅 ……会社、官公署、学校等が社員、職員、教員等を居住させる目的で建築するもの

分譲住宅 ……建て売りまたは分譲の目的で建築するもの

民間資金 ……民間資金のみで建てる住宅

公的資金 ……公営、公庫、公団その他の資金で建てる住宅

(民間資金と公的資金の併用は公的資金に含む)

木 造 ……主要構造部が木造のもの

非 木 造 ……主要構造部が木造以外のもの

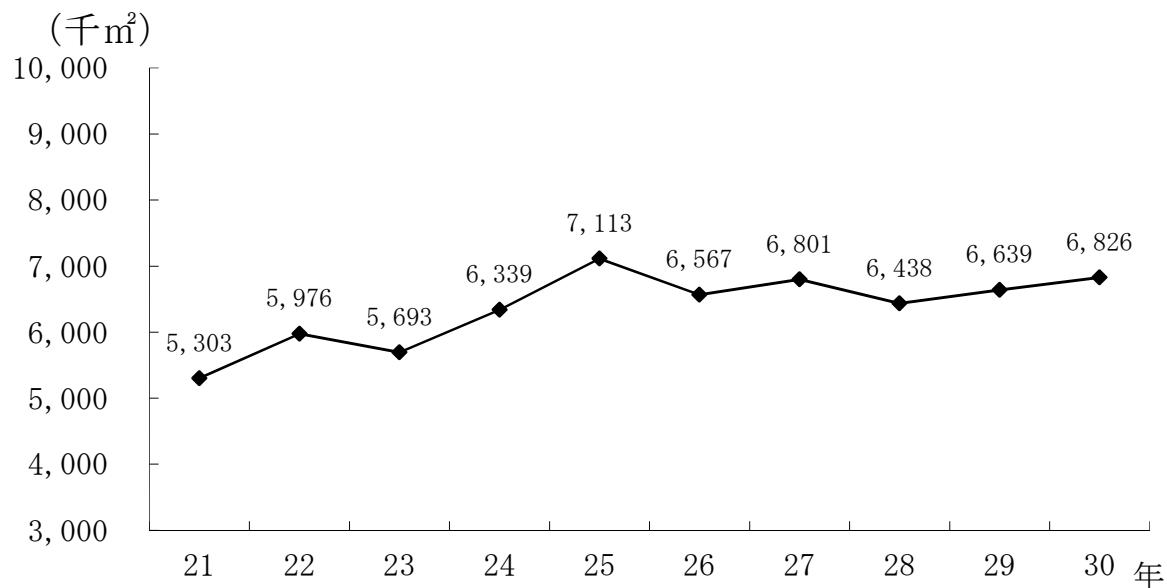
(注) 1 新設住宅中の()は、床面積の合計欄については1戸当たりの床面積(m²)、その他の欄については新設住宅戸数に占める割合(%)である。

2 《 》内は、前年比伸び率である。

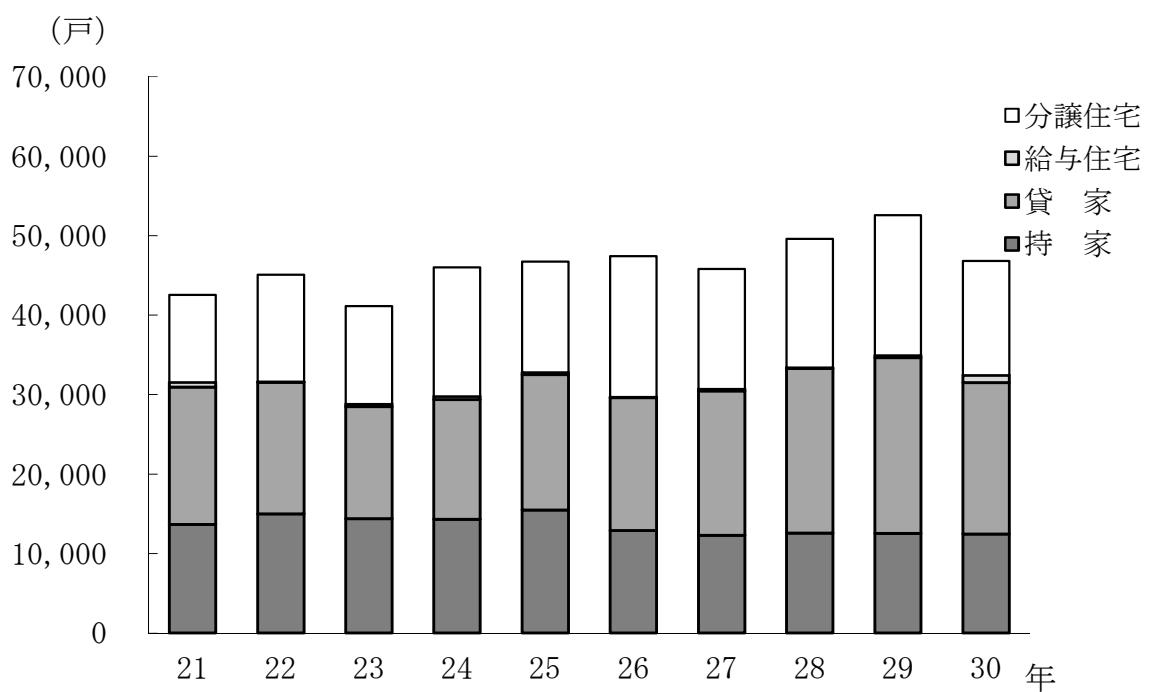
3 四捨五入の関係で合計に一致しないことがある。

2. 建築着工状況グラフ

(1) 全建築物の着工床面積（平成 21 年～平成 30 年）



(2) 新設住宅の着工戸数（平成 21 年～平成 30 年）



3. 特定行政庁（13市）の状況

（平成31年4月1日現在）

特定行政庁	所管部（課）名	住所	電話	発足年月日
千葉市	都市局建築部建築指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1	043-245-5834 043-245-5844	S 42.8.1
	都市局建築部建築情報相談課			
市川市	街づくり部建築指導課	〒272-0033 市川市市川南2-9-12	047-334-1111（代）	S 46.4.1
船橋市	建設局建築部建築指導課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-2672	S 46.4.1
松戸市	街づくり部建築指導課	〒271-8588	047-366-7368	S 46.4.1
	街づくり部建築審査課	松戸市根本387-5	047-366-6800	
柏市	都市部建築指導課	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1111（代）	S 56.4.1
市原市	都市部建築指導課	〒290-8501 市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111（代）	S 56.4.1
佐倉市	都市部建築指導課	〒285-8501 佐倉市海隣寺町97	043-484-6169	H 16.4.1
八千代市	都市整備部建築指導課	〒276-8501 八千代市大和田新田312-5	047-483-1151（代）	H 18.4.1
我孫子市	都市部建築住宅課	〒270-1192 我孫子市我孫子1858	04-7185-1541	H 24.4.1
浦安市	都市政策部建築指導課	〒279-8501 浦安市猫実1-1-1	047-351-1111（代）	H 25.4.1
習志野市	都市環境部建築指導課	〒275-8601 習志野市鷺沼2-1-1	047-453-9231	H 26.4.1
木更津市	都市整備部建築指導課	〒292-8501 木更津市朝日3-10-19	0438-23-7111（代）	H 26.4.1
流山市	都市計画部建築住宅課	〒270-0192 流山市平和台1-1-1	04-7158-1111（代）	H 29.4.1

4. 限定特定行政庁（8市）の状況

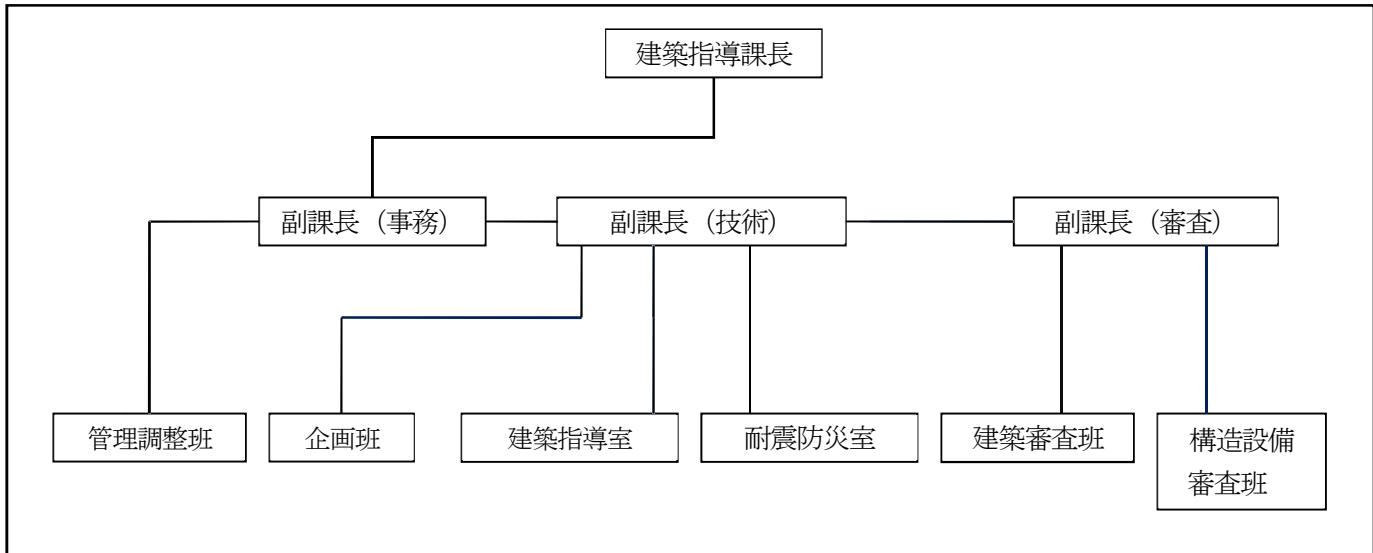
(平成31年4月1日現在)

限定特定行政庁	所管部（課）名	住所	電話	発足年月日
鎌ヶ谷市	都市建設部建築住宅課	〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1466	H 2.10.1
野田市	都市部都市計画課	〒278-8550 野田市鶴奉7-1	04-7125-1111（代）	H 5.6.1
君津市	建設部建築指導課	〒299-1192 君津市久保2-13-1	0439-56-1142	H 6.4.1
成田市	土木部建築住宅課	〒286-8585 成田市花崎町760	0476-20-1564	H 8.4.1
茂原市	都市建設部建築課	〒297-8511 茂原市道表1	0475-20-1588	H 10.4.1
四街道市	都市部建築課	〒284-8555 四街道市鹿渡無番地	043-421-6144	H 12.4.1
白井市	都市建設部建築宅地課	〒270-1492 白井市復1123	047-492-1111（代）	H 24.4.1
印西市	都市建設部建築指導課	〒270-1396 印西市大森2364-2	0476-42-5111（代）	H25.4.1

5. 県建築指導課の状況

(ア) 組織図

(令和元年6月1日現在)



(イ) 各室の分掌事務

(令和元年6月1日現在)

班室名	分掌事務
管理調整班 (3名)	1 職員の人事・服務等に関すること 2 予算及び決算に関すること 3 千葉県建築文化賞に関すること
企画班 (3名)	1 建築基準法に係る条例、細則等の制定・改廃に関すること 2 課の施策に関する企画・立案・調整に関すること 3 技術職員の研修・講習に関すること 4 建築行政マネジメント計画に関すること 5 特定行政庁、指定確認検査機関及び関係土木事務所等との連絡・調整に関すること 6 特定行政庁の設置推進に関すること 7 建築指導体制の整備に関すること 8 千葉県建築審査会に関すること 9 建築物に係る相談等に関すること 10 誘導的建築行政推進のための事業に関すること 11 庁内会議等の調整に関すること 12 建築物の調査・統計に関すること（動態統計に関するこ除く）

班室名	分掌事務
建築指導室 (5名)	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築士及び建築士事務所の指導に関すること 2 指定登録機関及び指定事務所登録機関の指導等に関すること 3 建築士事務所からの設計等の業務に関する報告書の受理等に関すること 4 建築士試験等に関すること 5 千葉県建築士審査会に関すること 6 建築関係団体の指導・育成に関すること 7 建築関係者等表彰に関すること 8 指定確認検査機関の指導等に関すること 9 指定構造計算適合性判定機関の指導等に関すること 10 違反建築の未然防止及び指導に関すること 11 違反建築等に係る建築主・施工者及び工事監督者等の指導に関すること 12 訟務に関すること 13 凈化槽事業者登録等に関すること 14 特定建築物等の定期調査報告に関すること 15 アスベスト対策に関すること
耐震防災室 (6名)	<ul style="list-style-type: none"> 1 総合防災対策に関すること 2 耐震対策・耐震化促進に関すること 3 がけ地近接危険住宅移転事業に関すること 4 地震時等に著しく危険な密集市街地の整備促進に関すること 5 補助事業に関すること 6 建築防災週間にに関すること
建築審査班 (7名)	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に基づく各種申請の受付等及び意匠の審査並びに検査に関すること 2 千葉県建築基準法施行条例に係る認定に関すること 3 独立行政法人住宅金融支援機構災害関連融資住宅等の設計及び現場審査等に関すること 4 バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例に係る指導・助言等に関すること 5 指定確認検査機関からの確認審査報告書の受理等に関すること 6 地域の実情に即した規制区域・規制値の指定等に関すること 7 建築規制の特例等による建築許可・認定に関すること 8 建築協定の認可に関すること 9 指定道路台帳整備に関すること 10 建築行政データベースに関すること
構造設備審査班 (4名)	<ul style="list-style-type: none"> 1 建築基準法に基づく各種申請の受付等及び構造、設備の審査並びに検査に関すること 2 指定確認検査機関からの確認審査報告書の受理に関すること 3 昇降機・遊戯施設等の定期検査報告に関すること 4 低炭素法の認定申請及び建築物省エネ法に関すること 5 凈化槽法に係る浄化槽調書等に関すること 6 建築物の動態統計に関すること

6. 県出先機関の状況

(令和元年6月1日現在)

事務所名	所在地・電話番号	所管区域
柏土木事務所 建築宅地課	〒277-0005 柏市柏 745 04-7167-1371	野田市(限定)・鎌ヶ谷市(限定)
印旛土木事務所 建築課	〒285-0026 佐倉市鎌木仲田町8-1 043-483-1141	四街道市(限定)・白井市(限定) 八街市・酒々井町・印西市(限定)・栄町
成田土木事務所 建築宅地課	〒286-0036 成田市加良部3-3-2 0476-26-4854	成田市(限定) 芝山町・富里市・多古町
香取土木事務所 建築宅地課	〒287-0003 香取市佐原イ92-11 0478-52-5554	香取市・神崎町・東庄町
海匝土木事務所 建築宅地課	〒289-2144 匝瑳市八日市場イ1999 0479-72-1172	銚子市・匝瑳市・旭市
山武土木事務所 建築宅地課	〒283-0006 東金市東新宿17-6 0475-54-1133	東金市・九十九里町・山武市 横芝光町・大網白里市
長生土木事務所 建築宅地課	〒297-0026 茂原市茂原1102-1 0475-24-4286	茂原市(限定) 長南町・睦沢町・一宮町・長柄町 白子町・長生村
夷隅土木事務所 建築宅地課	〒298-0004 いすみ市大原8513-1 0470-62-3315	勝浦市・御宿町・いすみ市・大多喜町
安房土木事務所 建築宅地課	〒294-0045 館山市北条402-1 0470-22-4340	館山市・鋸南町・鴨川市・南房総市
君津土木事務所 建築宅地課	〒292-0833 木更津市貝渕3-13-34 0438-25-5137	君津市(限定) 富津市・袖ヶ浦市

7. 建築基準法の確認等に係る事務の所管区分

(令和元年 6 月 1 日現在)

区分			県		市	
事務内容		建築指導課	出先事務所	限定特定行政庁 (鎌ヶ谷市・野田市・君津市・ 成田市・茂原市・四街道市・白井市・印西 市)	特定行政市 (千葉市・市川市・船橋市・ 松戸市・柏市・市原市・佐倉市・ 八千代市・我孫子市・浦安市・習 志野市・木更津市・流山市)	
建築確認・検査・建築主事務	建築物	特殊建築物 (法第 6 条第 1 項 1 号 の学校、 旅館、共同住宅等)		右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 m ² 以下	
		上記以外 の 建築物	木造		全部	階数 2 以下、かつ、500 m ² 以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)
			非木造	右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 m ² 以下	階数 1 以下、かつ、200 m ² 以下 (許可(仮設を除く)を要するものを除く)
	工作物	工作物 (煙突、広告塔、擁壁 等)		煙突: 23m を超える もの 擁壁: 5m を超え るもの	左欄以外	煙突、広告塔、記念塔等: 10m 以下 擁壁: 3m 以下 (所管外の建築物の敷地のもの等を除く)
		昇降機等 (遊戯施設等)		全部		
		準用工作物 (製造プラント等)		全部		
	建築設備	昇降機 (エレベーター、 エスカレーター等)		右欄以外	小荷物専用昇降機及びかごの床面積が 1.3 m ² 以下のホームエレベーター (所掌建築物のものに限る)	
		建築設備 (空調、排煙等の設 備)		右欄以外	所掌建築物に係るもの	
	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 m ² 以下		
知事又は市長事務	工事中の建築物等の仮使用認定		右欄以外	4 階以下、かつ、2,000 m ² 以下		
	私道の位置の指定			全部	全部	
	制限緩和の許可・認定		右欄以外	仮設建築物の許可 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可	仮設建築物の許可(所掌建築物に係るもの) 総合的設計の一団地認定(〃)	
	工事中の建築物の安全計画の届出		右欄以外	所掌建築物に係るもの		
	地区計画等の予定道路の指定		右欄以外	利害関係者の同意のあるもの	利害関係者の同意のあるもの	
	建築協定の認可		全部			
知事事務	建築動態統計		全部			

※ 限定行政庁の事務範囲は、法第 97 条の 2 の規定によるもの

8. 特定行政庁別建築確認・計画通知件数（計画変更の確認を含む）

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

特定行政庁名	※確認（行政機関）				※確認（指定確認検査機関）				計画通知				合計
	建築物	建築設備	工作物	小計	建築物	建築設備	工作物	小計	建築物	建築設備	工作物	小計	
千葉県	368	2	11	381	5,374	155	125	5,654	17	3	5	25	6,060
千葉市	65	8	6	79	4,142	118	56	4,316	24	9	2	35	4,430
市川市	15	0	2	17	2,090	98	22	2,210	8	2	0	10	2,237
船橋市	11	4	0	15	3,366	79	29	3,474	14	5	3	22	3,511
松戸市	23	0	3	26	2,247	68	24	2,339	9	1	1	11	2,376
柏市	30	1	0	31	2,592	62	24	2,678	27	5	2	34	2,743
市原市	70	0	4	74	1,336	17	14	1,367	9	0	1	10	1,451
佐倉市	40	0	0	40	642	3	15	660	2	0	1	3	703
八千代市	11	1	0	12	1,138	20	9	1,167	5	1	1	7	1,186
我孫子市	4	0	0	4	592	7	11	610	3	0	0	3	617
浦安市	9	4	2	15	581	36	3	620	20	4	0	24	659
習志野市	10	0	1	11	803	42	12	857	3	5	0	8	876
木更津市	63	0	2	65	850	10	14	874	5	2	0	7	946
流山市	7	0	1	8	1,410	51	10	1,471	16	2	6	24	1,503
鎌ヶ谷市	4	0	0	4	429	0	2	431	2	0	0	2	437
野田市	50	0	0	50	855	0	2	857	9	0	0	9	916
君津市	30	0	0	30	250	0	0	250	0	0	0	0	280
成田市	30	0	5	35	463	0	4	467	7	0	0	7	509
茂原市	7	0	0	7	396	0	1	397	2	0	0	2	406
四街道市	9	0	4	13	601	0	1	602	2	0	0	2	617
白井市	1	0	0	1	162	0	0	162	0	0	0	0	163
印西市	8	0	0	8	790	0	0	790	1	0	0	1	799
計	865	20	41	926	31,109	766	378	32,253	185	39	22	246	33,425

※「確認」は確認済証の発行件数、「計画通知」は適合通知の発行件数。

9. 県出先機関別建築確認事務取扱件数（計画変更の確認を含む）

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

土木事務所名	確認			計画通知			合計	※ 許可等
	建築物	設備	工作物	建築物	設備	工作物		
柏土木事務所	4	0	0	1	0	0	5	6
印旛土木事務所	17	0	1	2	0	1	21	3
成田土木事務所	21	0	3	1	0	4	29	9
香取土木事務所	18	0	0	4	0	0	22	12
海匝土木事務所	36	0	1	1	0	0	38	4
山武土木事務所	61	0	1	2	0	0	64	27
長生土木事務所	24	0	1	2	0	0	27	8
夷隅土木事務所	27	0	1	0	0	0	28	11
安房土木事務所	126	0	1	2	0	0	129	39
君津土木事務所	29	0	2	2	0	0	33	3
小計	363	0	11	17	0	5	396	122
本庁扱い	5	2	0	0	3	0	10	9
合計	368	2	11	17	3	5	406	131

※許可等に含まれる建築基準法第 7 条の 6 による仮使用認定の件数については指定確認検査機関で認定した件数も含む

10. 特定行政庁別建築確認・計画通知・許可件数の推移（計画変更の確認件数を含む）

(平成 25 年度～平成 30 年度)

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 25 年度	県	867	24	86	977	41	1,018	179
	千葉市	140	5	9	154	98	252	80
	市川市	41	2	2	45	12	57	132
	船橋市	60	6	10	76	49	125	39
	松戸市	17	3	3	23	13	36	83
	柏市	37	2	8	47	26	73	43
	市原市	116	0	6	122	6	128	25
	佐倉市	77	1	3	81	17	98	16
	八千代市	34	0	3	37	11	48	10
	我孫子市	35	1	2	38	24	62	26
	浦安市	20	6	1	27	10	37	12
	習志野市	26	0	2	28	2	30	0
	木更津市	153	0	2	155	9	164	0
	流山市	29	0	5	34	5	39	0
	鎌ヶ谷市	10	0	0	10	2	12	0
	野田市	53	0	0	53	1	54	1
	君津市	72	0	0	72	0	72	0
	成田市	92	0	3	95	12	107	6
	茂原市	33	0	0	33	3	36	0
	四街道市	25	0	1	26	3	29	3
	白井市	6	0	0	6	0	6	0
	印西市	14	0	1	15	10	25	6
	計	1,957	50	147	2,154	354	2,508	661
平成 26 年度	県	608	15	37	660	34	694	191
	千葉市	119	10	10	139	60	199	75
	市川市	40	10	0	50	18	68	116
	船橋市	45	4	8	57	41	98	52
	松戸市	17	1	3	21	24	45	72
	柏市	32	2	5	39	25	64	26
	市原市	104	0	5	109	7	116	22
	佐倉市	127	1	0	128	16	144	24
	八千代市	16	1	4	21	22	43	6
	我孫子市	10	0	0	10	10	20	24
	浦安市	14	3	2	19	19	38	10
	習志野市	26	0	1	27	10	37	4
	木更津市	107	0	4	111	24	135	11
	流山市	9	0	0	9	7	16	0
	鎌ヶ谷市	2	0	0	2	1	3	0
	野田市	55	0	0	55	9	64	5
	君津市	42	0	0	42	4	46	2
	成田市	55	0	0	55	15	70	8
	茂原市	17	0	0	17	4	21	0
	四街道市	14	0	1	15	5	20	2
	白井市	5	0	0	5	0	5	0
	印西市	14	0	0	14	4	18	3
	計	1,478	47	80	1,605	359	1,964	653

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 27 年度	県	513	13	29	555	42	597	152
	千葉市	81	46	8	135	45	180	81
	市川市	34	2	0	36	13	49	115
	船橋市	44	8	14	66	33	99	45
	松戸市	11	0	1	12	24	36	71
	柏市	34	2	3	39	28	67	29
	市原市	85	0	1	86	8	94	20
	佐倉市	94	0	1	95	14	109	17
	八千代市	10	0	6	16	12	28	6
	我孫子市	4	1	1	6	8	14	20
	浦安市	9	0	1	10	15	25	12
	習志野市	23	0	1	24	3	27	9
	木更津市	93	0	2	95	9	104	6
	流山市	2	0	1	3	7	10	1
	鎌ヶ谷市	7	0	0	7	2	9	1
	野田市	38	0	0	38	4	42	3
	君津市	48	0	0	48	0	48	2
	成田市	41	0	0	41	6	47	7
	茂原市	16	0	0	16	3	19	0
	四街道市	18	0	0	18	8	26	1
	白井市	4	0	1	5	1	6	1
	印西市	7	0	0	7	7	14	4
	計	1, 216	72	70	1, 358	292	1, 650	603
平成 28 年度	県	439	5	23	467	25	492	174
	千葉市	66	21	8	95	71	166	90
	市川市	32	1	0	33	27	60	123
	船橋市	25	2	14	41	31	72	33
	松戸市	17	1	1	19	20	39	64
	柏市	37	19	2	58	45	103	24
	市原市	81	0	4	85	5	90	18
	佐倉市	125	1	3	129	11	140	7
	八千代市	17	0	1	18	10	28	4
	我孫子市	3	3	0	6	9	15	21
	浦安市	16	4	4	24	17	41	14
	習志野市	7	0	1	8	9	17	7
	木更津市	112	2	2	116	9	125	16
	流山市	6	0	6	12	12	24	0
	鎌ヶ谷市	3	0	0	3	2	5	0
	野田市	26	0	0	26	5	31	4
	君津市	39	0	1	40	0	40	0
	成田市	38	0	0	38	12	50	7
	茂原市	5	0	0	5	1	6	0
	四街道市	14	0	2	16	3	19	2
	白井市	2	0	0	2	0	2	1
	印西市	7	0	0	7	1	8	3
	計	1, 117	59	72	1, 248	325	1, 573	612

年度	扱い	確認件数			小計	計画通知件数	(確認+計画通知) 計	許可等件数
		建築物	設備	工作物				
平成 29 年度	県	362	6	26	394	26	420	128
	千葉市	64	7	6	77	65	142	67
	市川市	47	7	1	55	22	77	126
	船橋市	21	7	1	29	35	64	37
	松戸市	19	1	1	21	19	40	59
	柏市	32	0	0	32	46	78	41
	市原市	82	7	4	93	10	103	13
	佐倉市	74	0	0	74	5	79	7
	八千代市	13	0	0	13	11	24	7
	我孫子市	3	0	0	3	5	8	2
	浦安市	16	3	9	28	17	45	13
	習志野市	6	0	0	6	4	10	6
	木更津市	74	0	1	75	16	91	8
	流山市	5	1	0	6	24	30	7
	鎌ヶ谷市	1	0	0	1	0	1	0
	野田市	27	0	0	27	3	30	3
	君津市	26	0	0	26	0	26	0
	成田市	40	0	1	41	5	46	8
	茂原市	3	0	0	3	3	6	0
	四街道市	12	0	0	12	2	14	3
	白井市	1	0	0	1	1	2	2
	印西市	11	0	0	11	1	12	5
	計	939	39	50	1,028	320	1,348	542
平成 30 年度	県	368	2	11	381	25	406	131
	千葉市	65	8	6	79	35	114	93
	市川市	15	0	2	17	10	27	127
	船橋市	11	4	0	15	22	37	37
	松戸市	23	0	3	26	11	37	57
	柏市	30	1	0	31	34	65	36
	市原市	70	0	4	74	10	84	15
	佐倉市	40	0	0	40	3	43	17
	八千代市	11	1	0	12	7	19	10
	我孫子市	4	0	0	4	3	7	14
	浦安市	9	4	2	15	24	39	8
	習志野市	10	0	1	11	8	19	11
	木更津市	63	0	2	65	7	72	9
	流山市	7	0	1	8	24	32	11
	鎌ヶ谷市	4	0	0	4	2	6	1
	野田市	50	0	0	50	9	59	4
	君津市	30	0	0	30	0	30	0
	成田市	30	0	5	35	7	42	9
	茂原市	7	0	0	7	2	9	0
	四街道市	9	0	4	13	2	15	5
	白井市	1	0	0	1	0	1	2
	印西市	8	0	0	8	1	9	6
	計	865	20	41	926	246	1,172	603

11. 特定行政庁別許可等申請取扱件数

(注) 内訳欄の件数は同一申請で2件以上の条項にわたるものは各々に計上している。

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

許可等 申請取扱 総件数*	許可等の件数の内訳																法第 57条 第1 項
	法第7条 の6・ 法18条 第22項	法第43 条第2項 第1号	法第43 条第2項 第2号	法第44条 第1項	法第47条	法第48 条	法第51 条	法第52 条	法第53条		法第53 条	法第53条 の2	法第55 条 第2項	法第55条第3項			
									第4項	第6項				第1号	第2号		
千葉県	131	10	8	27	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	34	9	1	51	6	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
市川市	127	8	5	86	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	37	0	0	13	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
松戸市	57	1	1	17	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	36	5	1	17	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
市原市	15	2	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐倉市	17	2	0	9	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八千代	10	4	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我孫子	14	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浦安市	8	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
習志野	11	6	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木更津	9	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流山市	11	2	0	6	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌ヶ谷	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野田市	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白井市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
印西市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県計	544	52	19	243	22	0	14	1	0	0	0	0	0	0	0	4	3

許可等の件数の内訳																	
法第 57 条 の 4	法第 59 条	法第 59 条 の 2	法第 60 条 の 2	法第 60 条 の 3	法第 67 条	法第 68 条	法第 68 条 の 3~7	法第 85 条			法第 86 条	法第 86 条 の 2	法第 86 条 の 6	法第 86 条 の 8	令第 131 条の 2	令第 137 条の 16	内訳計
								第 3・4 項	第 5 項	第 6 項							
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	82	0	0	2	0	0	0	0	131
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	2	10	0	0	0	0	93
市川市	0	0	0	0	0	0	0	0	24	0	0	1	0	0	0	0	127
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	3	4	1	0	0	37
松戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	1	0	1	0	0	57
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	1	2	0	0	0	0	36
市原市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	15
佐倉市	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	17
八千代	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	10
我孫子	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	14
浦安市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	8
習志野	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	11
木更津	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	9
流山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
鎌ヶ谷	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
野田市	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4
君津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
成田市	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9
茂原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四街道	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5
白井市	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
印西市	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6
千葉県計	0	0	0	0	0	0	0	0	216	0	3	20	4	2	0	0	603

建築行政区域図 (平成31年4月1日現在)

